

3 月 1 2 日 (月)

(第 1 日 目)

平成30年第2回南関町議会定例会（第1号）

平成30年3月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

3番 中村正雄君

4番 立山比呂志君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案第2号 南関町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について

日程第5 議案第3号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第6 議案第4号 南関町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準等を定める条例の制定について

日程第7 議案第5号 南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

日程第8 議案第6号 南関町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条
例の制定について

日程第9 議案第7号 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第8号 南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運
営基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

日程第11 議案第9号 南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設
備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

日程第12 議案第10号 南関町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指
定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援
の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

日程第13 議案第11号 南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

- 日程第14 議案第12号 平成29年度南関町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第15 議案第13号 平成29年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第14号 平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第17 議案第15号 平成29年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第16号 平成29年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第17号 平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第18号 平成29年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第19号 平成29年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第20号 平成30年度南関町一般会計予算について
- 日程第23 議案第21号 平成30年度南関町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第22号 平成30年度南関町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第23号 平成30年度南関町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第26 議案第24号 平成30年度南関町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第25号 平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について
- 日程第28 議案第26号 平成30年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第29 議案第27号 平成30年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第28号 町道の路線認定について
- 日程第31 一般質問

- ① 5 番議員 ② 8 番議員

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1 番 西 田 恵 介 君 | 2 番 北 原 浩 一 郎 君 |
| 3 番 中 村 正 雄 君 | 4 番 立 山 比 呂 志 君 |
| 5 番 杉 村 博 明 君 | 6 番 井 下 忠 俊 君 |
| 7 番 立 山 秀 喜 君 | 8 番 打 越 潤 一 君 |
| 9 番 鶴 地 仁 君 | 10 番 橋 永 芳 政 君 |

11番 境 田 敏 高 君

12番 酒 見 喬 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（11名）

町	長	佐藤安彦君	税務住民課長	赤木二三也君
副町	長	雪野栄二君	福祉課長	北原宏春君
教育	長	大里耕守君	経済課長	西田裕幸君
総務課長		大木義隆君	建設課長	古澤平君
会計管理者		寺本一誠君	教育課長	島崎演君
まちづくり課長		坂田浩之君		

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	深浦正勝君	書	記	橋本真由美君
--------	-------	---	---	--------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立、礼、おはようございます。

ただいまから平成30年第2回南関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（酒見 喬君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、3番議員、4番議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定について

○議長（酒見 喬君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期については、本日から3月16日までの5日間をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月16日までの5日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告は、例月出納検査など報告についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によって、監査委員、繁松哲也君、打越潤一君より、平成29年度11月分、12月分、1月分の出納検査結果及び平成29年度第2回定期監査の結果について報告がなされています。内容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略します。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） ここで、町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆様、改めましておはようございます。

平成30年第2回南関町議会定例会の開会において、本来であれば施政方針を申

し述べるところであります。2月に執行されました町長選挙の関係から、平成30年度当初予算が骨格予算となりますので、施政方針については補正予算も合わせまして6月定例会で行わせていただきます。

したがって、本定例会においては、平成29年度補正予算案、平成30年度当初予算案、その他諸議案の御審議をお願いするにあたり一言御挨拶を申し上げ、議員の皆さま並びに町民の皆さまに一層の御理解と御協力を、お願い申し上げる次第であります。

まず、先に執行されました南関町議会議員選挙におかれまして、見事当選されました12名の17期南関町議会議員の皆さま、御当選、誠におめでとうございます。それぞれの皆さまが町の将来のためのまちづくりをお考えになり、実現していこうという気持ちが町民の皆さまに受け入れられた結果であろうと思います。今後は、酒見議長を先頭に、本当に住んでよかったと褒めていただけるような、誇れる協働のまちづくりに向けて、車の両輪となって御尽力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、私自身も2月に執行された町長選挙におきまして、町民の皆さまの信任をいただき、2期目の当選を果たさせていただきました。今回は無投票であったということからも、責任の重大さを痛感しているところであり、引き続き、全力で町政運営に取り組ませていただきますので、今後とも御指導・御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、国においては、森友学園の問題で大きな局面を迎えておりますが、全国的な人口減少や少子高齢化に対応するための一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の動きが続いており、今、日本を何とかしないといけないという思いと、都市部も地方も共に意識改革をしなければならないことが重要な視点となっているのではないかと思います。

このような中で、南関町では地方創生の動きを生かした、南関町にしかできない特色がある事業を展開しているところであります。平成28年度は地方創生加速化交付金2,670万円を活用して、ふるさと応援団事業を実施し、寄附金額も27年度の530万円から、28年度は9,400万円に増加し、今年度は既に年末までに28年度の額を超えているところであります。平成29年4月には南関ふるさと応援団が法人化され、さらに活発な事業活動が行われており、今後の動きにも期待しているところであります。

また、29年度は地方創生拠点整備交付金として約5,000万円を活用して、南関町加工品開発センター建設事業に取り組んでおり、町内の米や野菜、特産品などを使った新しい加工品を開発し、6次産業化も含めた産業の振興につなげたいと

考えております。

両事業とも、農家や商業者など、多くの町民の皆さんと連携した町全体の事業であると考えられるため、地方創生のモデル的なものであると思います。今後も産業面に限らず、町民の皆さまの暮らしに役立てられるような事業ができればと考えております。

熊本県議会は、2月21日に既に開会しております。今回の県議会では、役場庁舎等の建設も含めたコンパクトシティ構想に進むために、どうしても必要となる旧南関高校の校舎、土地などの無償譲渡に向けた議案が提出され、議決いただくことになるだろうと伺っております。

町では、年度末までに基本計画、基本設計が出来上がることになっており、30年度は道路整備計画や実施計画に取り掛かることとなりますので、皆さまにも広く周知できるような形で事業を進めていく必要がありますし、町民の皆さま方が安全・安心で親しんでいただけるような施設整備にしなければならないと考えております。

住んでよかったプロジェクト推進事業は、第2期事業となっており、新たに町内の3園と子育て支援センターで開始した、幼児英語教育事業やファミリーサポートセンター事業など、さまざまな事業を継続していることで、小学生の児童数が増加に転じるなど、一定の効果も出てきておりますが、増え続けている空き家等の対策や町内企業で働く人が不足するなど、行政と住民、事業所等との連携が必要なことも現れてきておりますので、これまで以上に情報交換の場を設け、協働のまちづくりにつなげなければならないと思います。

安全・安心なまちづくりについては、昨年11月に株式会社ゼンリンとの南関町総合防災マップ共同発行に関する協定を締結し、防災・減災対策やハザードマップなど、町民の皆さまの暮らしに直接役立つ情報を提供することとしたところであります。今後も、いつどこで発生するか分からない災害等から町民の皆さま方の安全・安心な暮らしを守るために、それぞれの地域で総合防災マップを活用した安全対策を図っていただきたいと思います。

町内企業の工場増設等につきましては、昨年は南関町で初めてというような大型増設が続きましたが、年1回実施している企業の皆さまに対するアンケート調査では、設備投資を行いたいとの回答が多く出されており、この機会を大切にしなければならないと考えております。そのためにも企業側が求めておられる働く人の確保が重要であり、近隣市町との連携や外国人労働者の誘致など、新しい取り組みが求められていますので、企業側の要望に応えられるような早急な検討を進めていきたいと思っております。

また、バンブーフロンティア事業については、2月11日曜日に200人を超える方の御出席の中で竣工式が盛大に行われましたので、今後は安定的な竹の集積や関係市町との調整など、行政として連携が必要な業務を支援できればと考えております。

町としましては、産業の振興や新たな雇用の創出につなげるためにも、今後も私のトップセールスも含めて、しっかりとした企業支援を続けていきたいと考えております。

また、29年度は、スポーツ面において、いくつもの全国規模の大会を開催することができました。5月の第11回全国スポーツクラブ会議、10月のEat-Runランらん、いす-1グランプリ熊本南関大会、2月の2020東京パラリンピック教育啓発事業と続きましたが、30年度においても引き続き町外からの御参加を働きかけるとともに、何といたっても町民の皆さまに楽しんでいただけるような催しにしていきたいと考えております。

また、いよいよ来年は金栗四三さんを主人公としたNHKの大河ドラマ「いだてん〜東京オリンピック噺〜」が放映されることとなりますが、現在、玉名市、和水町との大河ドラマに対するための地域振興協議会を設立しての各種事業を進めておりますので、議員の皆さまの御理解と御支援をよろしくお願いいたします。

以上、現在の状況等も含めて、お話をさせていただきました。南関町議会17期の皆さまとは、これから新しいまちづくりのための4年が始まりますので、町民の皆さまからの信頼と期待に応えることができるように、全力で頑張ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

今回御提案申し上げます案件について、まず平成30年度一般会計予算でございますが、あくまでも骨格予算ではありますが、歳出全般にわたり、細部までの検討を行い、経営の効率化、コストの削減を念頭に置きながら、歳出の抑制と重点化に努め、目的に沿った費用対効果を重視し、重要政策課題に重点を置いた編成を行っております。

なお、庁舎建設等に関する道路計画以外の道路事業、教育課関係の営繕事業、住宅関連事業、圃場整備関連事業などは、6月補正での対応とさせていただきたいと考えておりますが、平成30年度一般会計予算の総額は56億8,356万3,000円で、昨年度と比較しますと4,516万2,000円の増額となっております。

また、今回の議案の提案につきましては、南関町平成28年熊本地震復興基金条例の制定についてなど条例の制定が2件、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなど条例の一部改正についてが8件、平成29年度一般会計補正予算のほか各特別会計の補正予算についてが7件、平成30年

度一般会計予算のほか各特別会計の予算についてが7件、町道の路線認定についてが1件を提案しています。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げまして、定例会開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） お諮りします。

日程第4、議案第2号から日程第30、議案第28号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。したがって、日程第4、議案2号から日程第30、議案第28号までの議案を一括上程することに決定しました。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 4 | 議案第 2号 | 南関町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 3号 | 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 4号 | 南関町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 5号 | 南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 6号 | 南関町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 7号 | 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第 8号 | 南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第 9号 | 南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第10号 | 南関町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第11号 | 南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条 |

例の制定について

- 日程第14 議案第12号 平成29年度南関町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第15 議案第13号 平成29年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第16 議案第14号 平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第17 議案第15号 平成29年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第18 議案第16号 平成29年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第19 議案第17号 平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第20 議案第18号 平成29年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第21 議案第19号 平成29年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第22 議案第20号 平成30年度南関町一般会計予算について
- 日程第23 議案第21号 平成30年度南関町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第22号 平成30年度南関町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第23号 平成30年度南関町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第26 議案第24号 平成30年度南関町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第25号 平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について
- 日程第28 議案第26号 平成30年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第29 議案第27号 平成30年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第28号 町道の路線認定について

○議長(酒見 喬君) 議案はお手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので確認をしてください。

事務局長。

○議会事務局長(深浦正勝君) [議案名朗読]

○議長(酒見 喬君) 配付漏れ等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 第2号議案、南関町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について、御説明を申し上げます。

南関町にも大きな被害をもたらしました平成28年熊本地震からの復興につきましては、これまで県の復興基金を活用した各種補助事業等により対応を行ってまいりましたが、先般、県より、地域の実情に応じたきめ細かな対応を行うための市町村創意工夫事業分として、南関町にも4,350万1,539円の交付がございました。今後は、この創意工夫事業分を原資として、防災・減災事業など、災害に強いまちづくりを実現するための資金として積み立て、後年度に実施する事業の財源として活用することとして、今回、南関町平成28年熊本地震復興基金を設立するものでございます。

地方自治法第241条第1項及び第8項の規定により、目的基金として制定するもので、このことによりまして基金を確実かつ効率的に運用し、目的のために基金を積み立て、またはその目的のために処分をすることができることとなります。

議案に沿って、主な事項について御説明を申し上げます。

まず、第1条では、設置の目的を規定しております。平成28年熊本地震からの早期の復興を図るため、南関町平成28年熊本地震復興基金を設置すると定めているところでございます。

次に、第2条では、積立額につきまして、一般会計歳入歳出予算で定めることとしております。

また、第4条では、運用益金、預金利子、その処理については、地方自治法第241条第4項の規定により、予算に計上して基金に繰り入れるものといたしております。

第6条では、処分といたしまして、特定の目的基金でございますので、目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、積立金の全部または一部を処分することができるものといたしております。

第7条では、委任規定といたしまして、この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、町長が別に定めるといたしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成38年12月31日限りでその効力を失うと定めております。

以上で、南関町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について、提案理由、議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第3号議案、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容の説明をいたします。

今回の条例改正は、平成29年の人事院勧告に基づき改正を行うものでございます。

まず、人事院勧告の主な内容としましては、給料表の給料月額の改正でございます。国は地方制度の総合的見直しを平成27年度から実施しているところでございますが、他の自治体も国に準じて給与制度の総合的見直しに取り組んでいることから、情勢適用の原則に照らし、町も平成28年4月1日から、国の給料表への切り替えを行っており、今回も同様に改正するものでございます。

また、人事院は期末勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げ、4.3月を4.4月にする必要があると勧告しており、勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当に配分することといたしております。

このことを受けまして、今回、町は平成29年4月1日から一般職員については勤勉手当の支給率について0.85月分を0.95月分にして、0.1月分増額の改定、また再任用職員の勤勉手当の額については、0.4月分を0.45月分とし、0.05月分を増額改定するものであり、3月時に差額として支給を行うものでございます。

職員数の減少傾向が続く中、公務に精励している職員の士気を高め、今後の住民サービスの向上ができるようにと考えるところでございます。なお、管内の町も南関町と同様、国の人事院勧告に準拠する方針でございます。

それでは、次のページの南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の第1条は、勤勉手当の0.1月分または0.5月分の引き上げについては、12月で支給する旨を定め、また別表1の給料表の改定することといたしております。

第2条は、平成30年4月1日以降の勤勉手当の支給月数を定めるものでございます。

なお、附則第1条では、施行期日を公布の日とすること、ただし条例第2条の規定は、平成30年4月1日からとすることと定め、附則同条第2項では、第1条の改正後の給与条例は平成29年4月1日に遡及して適用することとしております。

また、附則第2条では、改正前に支給された給与は、改正後の給与の内払いとすると定めております。この定めによりまして、3月に差額を支払うこととするものでございます。

以上で、御説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第4号議案、南関町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

南関町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、都道府県が所管していましたが指定居宅介護支援事業者、これは県の指定を受けましてケアマネージャーを配置し、要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービスの提供機関と連絡調整を行う事業者です。この事業者の指定権限が市町村に移管されることに伴い、町において基準を定める条例を制定する必要があるということで御提案申し上げるものでございます。

この条例につきましては、介護保険法の規定に基づきまして定めるものでございますが、提案いたします南関町の基準につきましては、所管しておられました県の基準条例に準じ、また今回一部改正されました厚生労働省令の基準に従い定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。1ページ目、右側になります。

まず、条例全体の目次でございます。第1章で趣旨、定義、申請者の要件及び基本方針について、第2章で人員に関する基準、第3章で運営に関する基準、第4章で基準該当居宅介護支援に関する基準を定めるという構成といたしております。

第1条で、条例の趣旨といたしまして、「この条例は」とありますが、事業の人員及び運営に関する基準並びに指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件を定めるものとするのでございます。

ページ下の第4条では、基本方針としまして第1項から第4項まで定め、第1項では指定居宅介護支援の事業者は要介護状態となった場合においても、可能な限り利用者が居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行わなければならないと定め、次のページをお願いいたします。裏の左側のページになります。2行目、第3項では、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないように、公正中立に行わなければならないと定めるもの

でございます。

次に、2章、人員に関する基準第5条では、従業者の人数に関する基準を定めるもので、事業所ごとに1以上の人数の指定居宅介護支援の提供にあたる介護支援専門員であって、常勤である者を置かなければならない。

第6条では、1項から3項で、管理者に関することについて定めるものでございます。

次の3章、運営に関する基準、次の右上のページの上ですね。第7条では、内容及び手続きの説明及び同意に関することについて、下まで、そして次のページにわたり、7条の裏面になりますが、第1項から第7項において定めるものでございます。

同じページの下から10行目になりますが、第8条をご覧ください。8条では正当な理由のない提供拒否の禁止について、第9条ではサービス提供困難時の対応について規定しております。

一番下から次のページの上、右側のページですね。10条、これが10条では受給資格等の確認について、第11条では要支援認定の申請に係る援助について、これは第1項から第3項において定めております。

第12条では、身分を証する書類の携行として、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者またはその家族から求められたときは、当該書類を提示すべき旨を指導しなければならないことを定め、第13条では利用料等の受領について定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

上の14条では保険給付の請求のための証明書の交付について、次の第15条では指定居宅介護支援の基本取扱方針、次の16条ではその具体的取扱方針に関することについて定めております。

今回、一部改正になった条文も含まれております。第1号では介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする事、以下、次の右側のページの上、第6号では居宅サービス計画を作成するにあたっては、適切な方法により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で、解決すべき課題を把握しなければならないことについて定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。裏のほうになります。

左の中程、14号は介護・医療の連携に関しまして、今回追加されたものでございます。

また、次の右側のページの上から3つ目、第20号と22号も、今回追加されたもので、20号では居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護

を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅介護サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該計画を市町村に届け出なければならないことなどについて定めているものでございます。

1枚めくっていただきまして、次のページ、左側のページ中程の第28号では、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合は、事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとするなど、全30号にわたり定めるものでございます。

下の第17条では、法定代理受領サービスに係る報告に関することについて定めております。

次の右側のページ、中段になります。第18条では利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付について、第19条では利用者に関する町への通知について、20条では管理者の責務につきまして定めているものでございます。

次のページをご覧ください。

左のページのほうになります。3行目の21条では、事業の運営についての重要事項に関する規定につきまして、第22条では勤務体制の確保に関することにつきまして、1項から3項において定めるものでございます。

23条につきましては設備及び備品等について、第24条では健康管理について、第25条では重要事項の掲示について、また次の右側、7ページのページ上ですね。第26条では秘密保持に関することにつきまして定めております。

ページ下の第29条では苦情処理について、家族からの苦情、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応しなければならないことなどを定めております。

次のページ、7枚目の裏になります。中程、第5項までそのような件について定めるものでございます。

次の30条では、事故発生時の対応につきまして、31条では会計の区分につきまして定めております。

次の右側のページをお願いします。

32条では記録の整備につきまして、第33条では暴力団員等の排除につきまして、34条では基準該当居宅介護支援の事業について、準用することについて定めるものでございます。

最後に、次のページ、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行すると定めるものでございます。

以上で、南関町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定につきまして、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第5号議案、南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行によりまして、4月1日から財政運営の責任主体が県に移行するなど、制度が改正になりますので、関係します条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

南関町国民健康保険条例の一部を次のように改正するというところでございます。今回施行されます国民健康保険法第11条2項には、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置くことと規定され、また条文中には括弧書きといたしまして、市町村が処理することとされている事務に係るものとされております。

そこで、改正条文ですけれども、目次中「保険」の次に「の事務」を加え、また「国民健康保険運営協議会」を「南関町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるとしております。

次から、第1章の章名中「保険」の次に「の事務」を加える。

あと、第1条（見出しを含む。）中「保険」の次に「の事務」を加える。

第2章の章名を次のように改める。第2章、南関町の国民健康保険事業の運営に関する協議会。

第2条（見出しを含む。）中も、同じく名称を改めるものでございます。

次は、県移行に伴い、取り扱いを統一する方針となったために、条文を追加するもので、第3条の2を次のように改めるとしております。（被保険者とししない者）第3条の2を追加するものでございます。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行すると定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第6号議案、南関町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は、国民健康保険制度改正に伴い、関係します条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

南関町国民健康保険財政調整基金条例の一部を次のように改正する。

基金につきましては、不測の事態等に備え、県に納めることとなります事業納付

金に充当することなどが考えられますので、その取り扱いに関しまして見直すものでございます。

改正文は、第2条第1項を次のように改める。基金として積み立てる額は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の定めるところによる。

第2条第2項を削る。

第4条第1項を次のように改める。基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。と定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行すると定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第7号議案、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は、南関町第7期介護保険事業計画に伴う介護保険料の改定及び消費税増税の延長に伴い、保険料軽減措置が延長となり、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

介護保険事業につきましては、保険給付の円滑な実施のため、3年を1期とする介護保険事業計画を策定しているところでありまして、今回が第7期となります。

介護保険料につきましては、介護保険法施行令の一部改正、第1号被保険者負担比率が現在の22%から23%へ引き上げられたこと、給付費の見込み増などにより、検討の結果、平成30年度から平成32年度までの3カ年の保険料につきまして、現行の基準月額5,750円から100円、率にいたしまして1.7%引き上げることとなったところでございます。

また、改正されました介護保険法の214条第3項で、第2号被保険者に関しましても、町条例で規定を設けることができるとされましたので、改正をいたすべく、御提案申し上げます。

次のページをお願いいたします。

南関町介護保険条例の一部を次のように改正するというので、第2条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、さらに保険料につきましては、各号に定めます第1号被保険者の区分額につきまして、同項第1項中「3万4,500円」を「3万5,100円」に、第2号及び第3号中「5万1,744円」を「5万2,650円」に、以下、第4号中、第5号中、第6号、7号、8号、第9号中と、議案にあります金額に改定をするというも

のでございます。

軽減規定であります第2項中「平成27年度から平成29年度までの各年度」を「平成30年度」に、「3万1,044円」を「3万1,590円」に改めるものでございます。

次に、第2号被保険者も対象にできるようになったことから、第15条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改め、同条中「当該第1号被保険者」を「当該被保険者」に改めるものでございます。

附則につきましては、第1条で施行期日、第2条で経過措置ということで、平成29年度以前の保険料につきましては、改正前の規定を適用すると定めるものでございます。

以上で、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第8号議案、南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）第3条による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴いまして、関係いたします町条例の一部を改正する必要がございますので御提案申し上げるものでございます。

今回の改正につきましては、人員に関する基準の見直し、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくする共生型サービスが位置づけられたということで、共生型地域密着型サービスに関する基準の追加、身体的拘束等の適正化、指定看護小規模多機能型居宅介護におけるサテライト型事業所の創設、介護医療員の創設などにつきましての改正となっているところでございます。

次のページをお願いいたします。内容について御説明いたします。

南関町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営基準に関する条例の一部を次のように改正する。

まずは、目次の改正でございます。目次中「第42条」を「第42条の2」に、第5節としまして、共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20の2・第59条の20の3）を追加いたしまして、第5節を第6節に改めて、追加し

ているものでございます。

次に、第1条は趣旨、2条は定義、3条は事業の一般原則に関する規定で、中程下の第3条第3項では、「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）」を加えるものでございます。

条例の第4条から第44条までは、定期巡回、随時対応型訪問看護、訪問介護・看護に関する規定でございまして、改正の文の第6条につきましては、人員オペレーターに関する基準の見直し、介護医療員の追加などでございます。

次のページ、1ページ目の裏をお願いいたします。

上から4行目の第32条第3項中から次の行の39条は、運営に関する基準の見直しでございます。

同じページの上から8行目では、第2章第4節、第42条の次に次の1条を加えるとしまして、暴力団員等の排除を新設しております。

次のちょうど真ん中になります。第47条第2項、但し書き中「3年以上」を「1年以上」に改めるは、夜間対応型訪問介護に関する改正でございます。

次に、中程から下になります。第5節としまして、共生型地域密着型サービスに関する基準を追加するもので、以下次のページ、右側のページをお願いします。このページ全部、めくっていただいて、次の左側のページの上、第59条の20の3、準用まででございます。

次に、そのページの下から11行目になりますが、改正条文の2枚目の裏になりますが、第59条の25中の改正文から、下は指定療養通所介護の見直しでございます。

第59条の25中「9人」を「18人」に改めるとありますが、その4行下の次の第61条は認知症対応型通所介護に関する改正で、介護老人保健施設を介護老人保健施設介護医療員に改めることなどを定めるものでございます。

次のページの右、3枚目の表のページをお願いいたします。

上から4行目、第82条第1項からは、小規模多機能型居宅介護に関する規定を適正にものにするために改めるものでございます。

次に、11行目になりますが、第117条中「第7項」を「第8項」とし、第6項の次に次の1項を加えるとしていますが、これは認知症対応型共同生活介護、グループホームと通常呼んでいますが、グループホームに関するもので、第7項に身体拘束等の適正化について新設するものでございます。

同じページ、下のほうに、6項で同じように身体的拘束等についての規定がございます。

また、次のページ、左側、中程のより下のほうになりますが、第6項としまして、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にも同様の規定を設けているところがございます。

次のページ、右側、上の第165条、緊急時等の対応とあるページですが、その緊急時等の対応について定めているところがございます。

そのページ、中程より少し下になります。(7)ですが、その下、191条第1項からの改正文につきましては、看護小規模多機能型居宅介護に関するもので、指定に関する基準の緩和、新たにサテライト型事業所の基準を設けるものがございます。

めくっていただきまして、次のページの左側をお願いいたします。

中程より少し上の、(5)介護医療員の下ですが、191条中「第10項」を「第14項」とし、「第9項」を「第12項」とし、同項の次に次の1項を加えることといたしまして、13項としまして、第11項の規定に関わらずサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所についてはということで、以下、規定を定めているものがございます。

その後、次の右のページ、めくっていただきまして、次の左のページの上から3行目まで規定をいたしております。

4行目からは附則の改正となっております。4行目、附則第6項中とありますが、その3行下の7行目になりますが、附則第11項から第13項までは、経過措置といたしまして、平成30年3月31日を平成36年3月31日とするものがございます。

第18項、19項につきましては、療養病床などから医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例を設けているものがございます。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行すると定めるものがございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第9号議案、南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する省令第6条による指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴いまして、関係いたしま

す町条例の一部を改正する必要があるとございますので、御提案申し上げるものでございます。

今回の改正につきましては、利用定員等、身体的拘束等の適正化、介護医療員の創設などにつきましての基準改正に伴う改正でございます。

次のページをお願いいたします。内容について御説明いたします。

まずは、目次の改正でございます。目次中「第40条」を「第40条の2」に改めるは、中程にあります暴力団員等の排除の追加に伴うものでございます。

第4条中「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改めるは、法第5条の2に第2項、第3項が追加されたことによるものでございます。

次に、第9条第1項中の改正は、利用定員等に係るものでございます。

次に、第2章第3節中、第40条の次に次の1条を加えとし、暴力団員等の排除について定めているものでございます。

次に、第44条第6項の表中から下3行目までと、次のページの第83条第3項の改正は、介護医療員の創設に伴い定めるものでございます。

次に、第78条、手前に戻りますが、下から6行目になります。第78条に次の1項を加えとし、3項といたしまして、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないということで、1号、それから次のページ、裏面に続きます。2号、3号を定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行すると定めるものでございます。

以上で、御説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第10号議案、南関町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の法律に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴いまして、関係いたします町条例の一部を改正する必要があるとございますので、御提案申し上げるものでございます。

今回の改正につきましては、医療と介護の連携の強化、公正中立なケアマネジメントの確保、それから障がい福祉制度の相談支援専門員との連携促進などにつきましての基準改正に伴う改正でございます。

次のページをお願いいたします。内容について御説明いたします。

条例の一部を次のように改正するといたしまして、まずは障がい者関係の相談支援専門員との連携等に関する改正で、第2条、基本方針の第4項中「介護保険施設」を「介護保険施設、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」に改めるものでございます。

次に、第5条、内容及び手続きの説明、同意のところでつきまして、第5条第2項中「作成されるものであることなどについて説明を行い、」を作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者などを紹介するように求めることができるなどについて説明を行い、」に改めるもので、これは複数の事業所の紹介を求めることが可能であることなどを説明することを義務付けるというものでございます。

以下、下の3行目までは、項の追加によるずれによるもので、その後の同条第2項の次に次の1項を加えるとしまして、第3項としまして、医療と介護の連携強化につきまして定めているものでございます。

次に、第31条の条文は、指定介護支援の具体的取扱方針について、28号にわたり定めているものでございまして、改正条文にございます改正を行い、次のページ、裏の第14号の2の上から7行目になりますが、14号の2に、その上で第14号の次に次の1号を加えるとしまして、14号の2としまして、担当職員は指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち、必要と認めるものを利用者の同意を得て、主治の医師若しくは歯科医師、または薬剤師に提供するものとするものと定めるものでございます。

次に、項ずれ等を改めまして、第21号の2としまして、前後の場合において担当職員は介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならないと、医療との連携を定めるものでございます。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行すると定めるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第11号議案、南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されまして、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2、これは住所地特例の見直しに係る条文が新設されることに伴い、関係します条例の

一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正するをいたしております。

住所地特例とは、高齢者の方などが住所地以外の市町村にある介護保健施設などに入られる場合に、それまで住んでいた市町村が引き続き保険者として費用を負担するという特例措置でございます。

改正文につきましては、第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加えるなど、以下、住所地特例の見直しに関する規定について定めているものでございます。

下のほうの（5）とあります、5号ですが、これにつきましては、法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法の第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により、町に住所を有するとみなされた国民健康保険の被保険者であった保険者と加えて定めるものでございます。

次に、附則第2条を削除するとしております。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行すると定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 第12号議案、平成29年度南関町一般会計補正予算（第6号）について、御説明いたします。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,468万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億9,409万1,000円とするものでござ

います。

2ページをお開きください。

歳入でございます。

1款町税は、1項町民税に1,000万円を追加して、3億4,564万円とし、4項町たばこ税を108万5,000円減額して、8,479万5,000円とし、7項入湯税を104万1,000円減額して、1,073万6,000円とするもので、予算総額を11億7,362万1,000円とするものでございます。

12款分担金及び負担金は、1項分担金を127万7,000円減額して、115万7,000円とし、2項負担金を598万2,000円減額して、5,312万7,000円とするもので、予算総額を5,428万4,000円とするものでございます。

13款使用料及び手数料は、1項使用料に22万8,000円を追加して、1億496万8,000円とし、2項手数料に5万2,000円を追加して、1,683万9,000円とするもので、予算総額を1億2,180万7,000円とするものでございます。

14款国庫支出金は、1項国庫負担金に349万8,000円を追加して、4億840万4,000円とし、2項国庫補助金に598万7,000円を追加して、4億5,447万1,000円とし、3項国庫委託金に3,000円を追加して、1,028万9,000円とするもので、予算総額を8億7,316万4,000円とするものでございます。

15款県支出金は、1項県負担金を64万6,000円減額して、2億4,971万9,000円とし、2項県補助金に2,086万1,000円を追加して、4億5,489万2,000円とし、3項県委託金を45万円減額して、2,074万8,000円とするもので、予算総額を7億2,535万9,000円とするものでございます。

17款寄附金は、1項寄附金を9,800万円減額して、1億650万1,000円とするもので、予算総額は1項と同額でございます。

18款繰入金は、1項基金繰入金を1億906万4,000円減額して、2億2,081万8,000円とし、2項特別会計繰入金を1,161万5,000円減額して、1,920万円とするもので、予算総額を2億4,001万8,000円とするものでございます。

20款諸収入は、1項延滞金加算金及び過料に103万2,000円を追加して、174万円とし、2項町預金利子を12万円減額して、3万円とし、4項雑入に1,473万9,000円を追加して、6,139万7,000円とするもので、予算総

額を7,228万1,000円とするものでございます。

21款町債は、1項町債を180万円減額して、6億3,260万2,000円とするもので、予算総額は1項と同額でございます。

補正前の歳入合計63億6,877万1,000円を、1億7,468万円減額して、61億9,409万1,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。

歳出でございます。

1款議会費は、1項議会費を203万2,000円減額して、8,331万9,000円とするもので、予算総額は1項と同額でございます。

2款総務費は、1項総務管理費を5,431万5,000円減額して、6億8,827万9,000円とし、2項徴税費を159万円減額して、1億895万4,000円とし、3項戸籍住民基本台帳費を300万6,000円減額して、2,903万4,000円とし、4項選挙費を52万8,000円減額して、2,289万6,000円とし、5項統計調査費に2万1,000円を追加して、445万8,000円とするもので、予算総額を8億5,491万4,000円とするものでございます。

3款民生費は、1項社会福祉費を1,111万1,000円減額して、14億613万2,000円とし、2項児童福祉費を2,206万7,000円減額して、5億2,462万1,000円とするもので、予算総額を19億3,075万3,000円とするものでございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費を477万3,000円減額して、2億5,717万2,000円とし、2項清掃費を1万4,000円減額して、2億2,117万3,000円とし、3項水道費を53万円減額して、482万5,000円とするもので、予算総額を4億8,317万円とするものでございます。

5款農林水産業費は、1項農業費を614万6,000円減額して、3億2,151万4,000円とし、2項林業費を242万8,000円減額して、1,661万1,000円とするもので、予算総額を3億3,812万5,000円とするものでございます。

6款商工費は、1項商工費を375万円減額して、1億914万2,000円とするもので、予算総額は1項と同額でございます。

7款土木費は、1項土木管理費を308万6,000円減額して、8,982万8,000円とし、2項道路橋梁費を619万6,000円減額して、6億9,018万6,000円とし、4項住宅費を189万9,000円減額して、5,181万6,000円とし、5項下水道費に265万4,000円を追加して、1億2,139万4,000円とし、6項浄化槽整備推進事業費を92万7,000円減額して、2,99

2万8,000円とするもので、予算総額を10億2,293万4,000円とする
ものでございます。

8款消防費は、1項消防費を214万4,000円減額して、2億798万8,0
00円とするもので、予算総額は1項と同額でございます。

9款教育費は、1項教育総務費を205万5,000円減額して、4,276万円
とし、2項小学校費を94万4,000円減額して、1億6,359万8,000円
とし、3項中学校費を259万7,000円減額して、4,716万4,000円と
し、4項社会教育費を453万7,000円減額して、1億1,975万5,000
円とし、5項保健体育費を449万3,000円減額して、6,646万4,000
円とするもので、予算総額を4億3,974万1,000円とするものでござい
ます。

10款災害復旧費は、1項農林水産施設災害復旧費を2,716万2,000円減
額して、5,087万2,000円とするもので、予算総額を6,533万3,000
円とするものでございます。

11款公債費は、1項公債費を1,055万8,000円減額して、6億3,76
1万8,000円とするもので、予算総額は1項と同額でございます。

12款予備費は、1項予備費に153万3,000円を追加して、2,105万4,
000円とするもので、予算総額は1項と同額でございます。

補正前の歳出合計63億6,877万1,000円を、1億7,468万円を減額
して、61億9,409万1,000円とするものでございます。

6ページは、繰越明許費の補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費は、庁舎等建設費を2,000万円繰り越すことと
しております。社会資本整備総合交付金の交付決定に伴い補正するものでござい
ます。

3款民生費、1項社会福祉費は、介護基盤緊急整備特別対策事業として1億1,
600万円、施設開設準備経費助成特別対策事業として1,740万円を繰り越し
いたします。地域密着型介護老人福祉施設費に伴うものでございます。

7ページは、地方債の補正でございます。

圃場整備事業の限度額に450万円を追加して、2,360万円とし、公営住宅
整備事業の限度額を90万円減額して、320万円とし、消防防災施設整備事業に
1,000万円を追加して、1,750万円とし、過疎債ソフト事業の限度額を1,
450万円減額して、5,810万円とし、災害復旧事業の限度額を90万円減額
して、660万円とするものでございます。

8ページと9ページは、歳入歳出の事項別明細の総括表でございます。

10ページをお願いします。

10ページからは、歳入の明細でございます。

減額いたしておりますものは、主に決算見込みによるものでございます。それでは、主に追加しているものについて御説明いたします。

まず、10ページの1款町税、1項町民税、1目個人は、現年課税分として1,000万円を追加しております。主に所得割額の伸びによるものでございます。

11ページです。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、3節児童福祉費国庫負担金は、保育所等給付費国庫負担金として434万3,000円を追加しております。主に単価改定に伴うものでございます。

同じく、14款2項国庫補助金、次のページでございます。2項国庫補助金、5目消防費国庫補助金、1節消防費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金として1,000万円を追加しております。調査整備事業に伴う防災施設設置事業に伴うものでございます。

13ページをお願いいたします。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、3節児童福祉費県負担金の保育所等給付費県負担金として217万2,000円を追加しております。主に単価改定に伴うものでございます。

14ページをお願いいたします。

同じく、15款2項県補助金の9目災害復旧費県補助金は、3節熊本地震復興基金交付金として5,007万2,000円を追加しております。平成28年熊本地震からの復興に資するための県の復興基金を活用して交付されるもので、市町村創意工夫事業分が主なものとなっております。

17款1項寄附金、1目一般寄附金の1節一般寄附金を9,800万円減額しております。ふるさと南関応援寄附金の執行見込みによるものでございます。

また、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、1節財政調整基金繰入金を1億円減額いたしております。

15ページをお開きください。

20款諸収入、4項雑入、2目4節雑入は、1,436万5,000円を追加しております。主なものは、県市町村振興協会交付金1,395万4,000円で、交付確定に伴うものでございます。

16ページをお開きください。

21款町債は、1目農林水産業債として450万円を追加しております。南関西地区圃場整備事業の経営事業負担金に充てるものでございます。6目消防債の1節消防施設整備事業債は1,000万円を追加しております。庁舎整備事業に伴う防

災施設整備事業の財源に充てるものでございます。また、12目1節過疎対策ソフト事業債を1,450万円減額しております。県の起債同意に伴い減額するものでございます。

17ページからは歳出の明細でございます。減額しているものは、主に決算見込みによる不用額の減額でございます。

それでは、主なものを御説明いたします。

18ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費の25節積立金は、平成28年熊本地震復興基金積立金として4,199万5,000円を追加しております。県からの交付金4,350万1,539円から、今年度財源として充当しました額150万6,600円を差し引いた額を来年度以降の事業の財源として活用するため、基金に積み立てるものでございます。

20ページをお開きください。

18目ふるさと寄附金費は、事業全体で9,581万円を減額しております。寄附金額が予算を下回ったため、歳出もされに伴い減額するものでございます。8節報償費が4,469万8,000円の減額、13節委託料が1,050万円の減額、25節のふるさと南関応援基金積立金が3,594万3,000円の減額が主なものでございます。

次に、19目庁舎建設費は2,000万円の追加でございます。13節委託料は設計業務委託料が5,000万円、それから15節工事請負費は施設整備工事が1,500万円の追加で、いずれも繰り越して執行するものでございます。

飛びまして、25ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、2,043万7,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金の2,026万1,000円の減額が主なものでございます。

28ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、4目農地費の19節負担金補助及び交付金の県営土地改良事業負担金に450万円を追加しております。県営南関西地区圃場整備事業費の補正額4,500万円の10%を町が負担することになったためでございます。

32ページをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費の13節委託料と、15節工事請負費の2,000万円は、組み替えでございます。町道上南田原線の工事を15節で組んでおりましたが、県との協議により県へ委託することとなったためご

ざいます。

最後、39ページの10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地等災害復旧費の15節工事請負費は、2,747万6,000円の減額でございます。決算見込みによる減額でございます。

以上で、御説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第13号議案、平成29年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の予算につきましては、決算見込み等により補正をお願いするものでございます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,354万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,357万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税269万9,000円を減額し、2億2,324万円とするものでございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金1,305万1,000円を追加し、2億6,807万円とするものでございます。

次に、4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金1,882万円を減額し、1,201万6,000円とするものでございます。

次に、5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金28万円を追加し、3億7,399万2,000円とするものでございます。

次に、6款県支出金、1項県負担金122万9,000円を減額し、1,043万4,000円とするものでございます。

次に、7款共同事業交付金、1項共同事業交付金526万1,000円を減額し、4億1,082万2,000円とするものでございます。

次に、9款繰入金、1項他会計繰入金209万5,000円を減額し、1億611万6,000円とするものでございます。

次に、11款諸収入、1項延滞金加算金及び過料312万6,000円を追加し、343万円とし、3項雑入9万8,000円を追加し、489万2,000円とし、歳入合計補正額1,354万9,000円を減額し、歳入合計17億1,357万7,

000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費6万8,000円を減額し、1,090万2,000円とし、3項運営協議会費7万円を減額し、13万4,000円とするものでございます。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費718万6,000円を追加し、9億743万7,000円とし、2項高額療養費336万2,000円を減額し、1億5,840万円とし、3項助産諸費84万円を減額し、336万円とし、6項出産育児諸費1,000円を減額し、2,000円とするものでございます。

次に、3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等41万3,000円を減額し、1億3,900万4,000円とするものでございます。

次に、5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金2,000円を減額し、4,000円とするものでございます。

次に、6款介護納付金、1項介護納付金53万円を減額し、5,071万3,000円とするものでございます。

次に、7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金1,329万1,000円を減額し、3億5,614万6,000円とするものでございます。

次に、8款保険事業費、1項特定健康診査等事業費184万9,000円を減額し、865万1,000円とするものです。

次に、12款予備費、1項予備費30万9,000円を減額し、5,984万1,000円とし、歳出合計補正額1,354万9,000円を減額いたしまして、17億1,357万7,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入の内容説明でございます。

補正額の大きなもの、主なものにつきまして、御説明を申し上げます。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年度分280万8,000円を増額、以下2節から6節まで増減ございますけれども、それぞれ決算見込額によるものでございます。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税につきましても、1節医療給付費分現年課税分346万9,000円、以下6節介護納付金分滞納繰越分まで決算見込額によりまして、それぞれ減額するものでございます。

7ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金、1節現年度分1,428万円を

執行見込みにより追加するものでございます。内訳は、療養給付費等負担金が1,498万9,000円の追加、介護納付金負担金16万9,000円、後期高齢者支援金負担金54万円は、それぞれ減額するものでございます。

続きまして、4款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金、1節現年度分1,882万円を減額するもので、変更決定によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段下、2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費、19節の一般被保険者療養給付費に2,562万5,000円を追加し、2目退職被保険者等療養給付費、19節の退職被保険者等療養給付費を1,827万9,000円減額するもので、それぞれ執行見込みによるものでございます。

次に、2款2項2目退職被保険者等高額療養費も執行見込みにより313万2,000円を減額するものでございます。

次に、1ページ飛ばしまして、12ページをお願いいたします。

中段になります。7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費拠出金、19節603万8,000円、3目保険財政共同安定化事業拠出金、19節725万3,000円、それぞれ額の確定によりまして減額するものでございます。

13ページをお願いいたします。

最後に、12款1項1目予備費30万9,000円を減額するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第14号議案、平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、決算見込みに伴うものでございます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ148万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億45万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2款繰入金は、一般会計繰入金を265万4,000円追加して、1億2,139万4,000円とするものでございます。

3款諸収入は、雑入に31万8,000円を追加し、301万3,000円とし、

延滞金に1,000円追加し、2,000円とするものでございます。

6款分担金は、464万8,000円を減額して、185万2,000円とするものでございます。

7款使用料及び手数料は、使用料を21万9,000円追加して、3,245万4,000円とし、手数料を2万7,000円減額して、14万4,000円とするものでございます。

歳入合計を148万3,000円減額し、2億45万9,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費は、総務管理費を143万円減額して、6,666万8,000円とするものでございます。

2款事業費は、公共下水道事業費を5万3,000円減額して、6,242万円とするものでございます。

歳出合計を148万3,000円減額し、2億45万9,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございます。追加分が平成30年度から平成33年度の4年間の浄化センター維持管理業務委託の債務負担行為の限度額を2億352万6,000円とするものでございます。変更分につきましては、平成30年度から31年度の公営企業会計移行業務委託の債務負担行為の限度額を1,987万2,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入につきましての説明でございます。主なものについて御説明申し上げます。

2款繰入金の一般会計繰入金に分担金等の減収に伴い、265万4,000円を追加するものでございます。

6款分担金につきましては、受益者分担金を464万8,000円減額するものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。主なものについて御説明申し上げます。

1款総務費は、1目一般管理費の19節負担金補助金及び交付金の下水道排水設備工事費助成金を50万円減額し、27節公課費の消費税を44万円減額するものでございます。2目浄化センター管理費につきましては、15節工事請負費の付替道路災害復旧工事費を、工事完了に伴い43万8,000円減額するものでござい

ます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第15号議案、平成29年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、御説明申し上げます。

これも決算見込みに伴う補正でございます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ461万円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2款使用料及び手数料は、使用料を21万円減額して、147万円とするものでございます。

5款繰入金は、一般会計繰入金を7万円減額して、313万8,000円とするものでございます。

歳入合計を28万円減額して、461万円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費は、総務管理費を28万円減額して、258万8,000円とし、歳出合計を461万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入についての説明でございます。

主なものは、2款使用料及び手数料の簡易水道使用料を決算見込みにより21万円減額するものでございます。

7ページをお願いします。

歳出についての説明でございます。

主なものは、1款総務費の一般管理費において、13節委託料の水質検査委託料を23万8,000円減額するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(酒見 喬君) 福祉課長。

○福祉課長(北原宏春君) 第16号議案、平成29年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、御説明申し上げます。

今回の予算につきましては、決算見込み等により補正をお願いするものでござい

ます。

1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,984万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,697万3,000円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2 款使用料及び手数料、2 項使用料3万5,000円を減額し、13万7,000円とするものでございます。

次に、3 款国庫支出金、1 項国庫負担金61万5,000円を減額し、2億4,791万5,000円とし、2 項国庫補助金584万4,000円を減額し、1億4,318万7,000円とするものでございます。

次に、4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金667万2,000円を減額し、3億9,648万2,000円とするものでございます。

次に、5 款県支出金、1 項県負担金60万1,000円を減額し、1億9,911万3,000円とし、3 項県補助金274万6,000円を減額し、622万5,000円とするものでございます。

次に、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金392万円を減額し、1億9,541万6,000円とし、2 項基金繰入金1,000万円全額を減額するものでございます。

次に、9 款諸収入、3 項雑入2,000円を減額し、59万1,000円とし、4 項予防給付費収入59万1,000円を追加し、516万円とするもので、歳入合計補正額2,984万4,000円を減額し、歳入合計14億8,697万3,000円とするものでございます。

3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費63万8,000円を減額し、1,251万7,000円とするものでございます。

次に、2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費524万2,000円を追加し、12億3,995万円とし、2 項介護予防サービス等諸費146万8,000円を減額し、4,851万2,000円とし、4 項高額介護サービス等費476万8,000円を減額し、3,002万円とし、5 款高額医療合算介護サービス等費7万円を減額し、653万円とし、6 項特定入所者介護サービス等費268万4,000円を減額し、4,918万円とするものでございます。

次に、4 款地域支援事業費、1 項介護予防生活支援サービス事業費1,832万

5,000円を減額し、1,947万7,000円とし、2項一般介護予防事業費143万2,000円を減額し、2,120万4,000円とし、3項包括的支援事業任意事業費120万7,000円を減額し、594万4,000円とし、4項居宅介護支援事業費53万7,000円を減額し、398万9,000円とし、5項その他諸費31万9,000円を減額し、4万1,000円とするものでございます。

次に、8款予備費、1項予備費363万8,000円を減額し、3,088万円とするもので、歳出合計補正額2,984万4,000円を減額し、歳出合計14億8,697万3,000円とするものでございます。

飛ばしまして、6ページをお願いいたします。

歳入の内容説明でございます。主なものにつきましては、御説明を申し上げます。

中段の3款国庫支出金、2項5目1節地域支援事業費交付金（介護予防日常生活支援総合事業費）501万9,000円を減額するもので、執行見込み減による国庫負担分でございます。

次に、下の4款支払基金交付金、1項2目地域支援事業支援交付金、1節562万2,000円を減額するもので、同じく執行見込み減に伴うものでございます。

7ページをお願いいたします。

2段目の5款県支出金、3項2目1節地域支援事業交付金251万円を減額するもので、執行見込み減による県負担分でございます。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2段目の2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費、19節689万円を執行込み増により追加するもので、2目から下につきましては見込み減により、それぞれ減額するものでございます。

11ページをお願いいたします。

下のほうになります。4款地域支援事業費、1項1目介護予防生活支援サービス事業費、19節1,792万円を執行見込みにより減額するものでございます。

12ページをお願いいたします。

中程の4款地域支援事業費、2項1目一般介護予防事業費、13節委託料138万円を執行見込みによりまして減額するものでございます。

14ページをお願いいたします。

一番下、8款1項1目予備費を363万8,000円減額するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、昼食のため、1時まで休憩します。

-----○-----
休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分
-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を行います。

17号議案からの説明をお願いします。建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第17号議案、平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正は、決算見込みに伴う補正でございます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ540万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億568万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金は、分担金を198万3,000円減額して、321万7,000円とするものでございます。

2款使用料及び手数料は、使用料に29万8,000円を追加して、3,233万8,000円とし、手数料に3万5,000円を追加し、3万6,000円とするものでございます。

3款国庫支出金は、国庫補助金を529万4,000円減額して、982万6,000円とするものでございます。

4款県支出金は、県補助金に38万7,000円を追加して、256万2,000円とするものでございます。

5款繰入金は、一般会計繰入金を92万7,000円減額して、2,992万8,000円とするものでございます。

7款諸収入は、延滞金に1万4,000円を追加して、1万5,000円とし、雑入に266万1,000円を追加し、266万2,000円とするものでございます。

8款町債は、60万円減額して、2,510万円とするものでございます。

歳入合計を540万9,000円減額し、1億568万5,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費の総務管理費を75万円減額して、3,928万1,000円とし、2

款事業費の浄化槽整備推進事業費を465万9,000円減額して、4,628万円とするものでございます。

3款公債費は、財源の組み替えでございます。

歳出合計を540万9,000円減額し、1億568万5,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

地方債の補正でございます。限度額を2,510万円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入についての説明でございます。主なものについて説明いたします。

1款分担金及び負担金につきましては、受益者分担金を198万3,000円減額するものでございます。

3款国庫支出金につきましては、浄化槽整備推進事業国庫補助金を529万4,000円減額するものでございます。

8ページをお願いいたします。

5款繰入金につきましては、一般会計繰入金を92万7,000円減額するものでございます。

7款諸収入の2項雑入は、1節雑入に消費税の還付金136万1,000円と、浄化槽移設補償費130万円を追加するものでございます。

9ページをお願いいたします。

歳出についての説明でございます。主なものについて説明いたします。

1款総務費につきましては、一般管理費の負担金補助金及び交付金において、浄化槽排水設備工事助成金として100万円計上すべきところを、浄化槽普及促進協議会負担金として計上していたため、今回、浄化槽普及促進協議会負担金を100万円減額し、浄化槽排水設備工事費助成金を新たに25万円追加するものでございます。

2款事業費につきましては、浄化槽建設費の15節工事請負費の浄化槽整備工事費を460万6,000円減額するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第18号議案、平成29年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ280万2,000円を減額し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,723万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金280万2,000円を減額し、5,251万円とするもので、歳入合計補正額280万2,000円を減額し、1億2,723万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金280万2,000円を減額し、1億2,653万8,000円とするもので、歳出合計補正額280万2,000円を減額し、1億2,723万6,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入の内容説明でございます。

3款繰入金、1項2目保険基盤安定繰入金は、額の確定により減額するものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節基盤安定負担金も確定により減額するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 第19号議案、平成29年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,161万5,000円減額し、総額を1,920万円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入でございます。

1款財産収入、1項財産売払収入3,081万5,000円を、1,161万5,000円減額し、1,920万円とするものでございます。

3ページは歳出でございます。

1 款事業費、1 項宅地分譲事業費 3,081 万 5,000 円を、1,161 万 5,000 円減額し、1,920 万円とするものでございます。

6 ページをお開きください。

歳入についての説明でございます。

1 款財産収入は、1 項財産売払収入、1 目土地売払収入 3,081 万 5,000 円を、1,161 万 5,000 円減額して、1,920 万円とするものでございます。

土地売払収入につきましては、年度当初、10 区画の分譲を予定しておりましたが、6 区画についての契約となり、4 区画が残りましたので、予算減額を行うものでございます。

7 ページは歳出でございます。

1 款事業費、1 項及び 1 目宅地分譲事業費、28 節繰出金 3,081 万 5,000 円を、1,161 万 5,000 円減額して、1,920 万円とするものでございます。不用額の減額でございます。残り 4 区画の分譲に関わる予算につきましては、平成 30 年度予算として、改めて提案させていただくこととしております。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 第 20 号議案、平成 30 年度南関町一般会計予算について、御説明を申し上げます。

平成 30 年度の当初予算は、町長選挙の執行に伴い、骨格予算といたしておりますが、一部当初予算に計上している事業がございます。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56 億 8,356 万 3,000 円と定めております。前年度当初予算に対しまして、骨格予算ではございますが、4,516 万 2,000 円、0.8%の増でございます。

2 ページをお開きください。

歳入でございます。

1 款町税は 11 億 5,752 万 4,000 円でございます。前年度と比較しまして 2,777 万 7,000 円、2.5%の増で、予算全体に対する構成比は 20.4%でございます。内訳としましては、1 項町民税が 3 億 4,769 万 1,000 円、2 項固定資産税が 6 億 7,336 万 2,000 円、3 項軽自動車税が 4,131 万 8,000 円、4 項町たばこ税が 8,350 万 5,000 円、7 項入湯税が 1,164 万 8,000 円でございます。

2 款地方譲与税は 5,600 万円でございます。前年度と比較しまして 3,000 万円、5.1%の減で、構成比は 1.0%でございます。内訳としましては、1 項地

方揮発油譲与税が1,600万円、2項自動車重量譲与税が4,000万円でございます。

3款利子割交付金は80万円でございます。前年度と比較しまして40万円、33.3%の減で、構成比は0.1%未満でございます。1項利子割交付金でございます。

4款配当割交付金は100万円で、前年度と同額でございます。構成比は0.1%未満で、1項配当割交付金でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金は20万円で、前年度と同額でございます。構成比は0.1%未満で、1項株式等譲渡所得割交付金でございます。

6款地方消費税交付金は1億8,000万円でございます。前年度と比較しまして1,180万円、7.0%の増で、構成比は3.2%でございます。1項地方消費税交付金でございます。

7款ゴルフ場利用税交付金は950万円でございます。前年度と比較しまして80万円、7.8%の減で、構成比は0.2%でございます。1項ゴルフ場利用税交付金でございます。

8款自動車取得税交付金は850万円でございます。前年度と比較しまして120万円、16.4%の増で、構成比は0.1%でございます。1項自動車取得税交付金でございます。

9款地方特例交付金は230万円でございます。前年度と同額で、構成比は0.1%未満でございます。1項地方特例交付金でございます。

10款地方交付税は18億円でございます。前年度と比較して6,000万円、3.2%の減で、構成比は31.7%でございます。1項地方交付税でございます。

11款交通安全対策特別交付金は129万円でございます。前年度と比較しまして7万4,000円、6.1%の増で、構成比は0.1%未満でございます。1項交通安全対策特別交付金でございます。

12款分担金及び負担金は5,615万3,000円でございます。前年度と比較しまして445万8,000円、7.4%の減で、構成比は1.0%でございます。内訳としましては、1項分担金が163万9,000円、2項負担金が5,451万4,000円でございます。

13款使用料及び手数料は1億1,659万9,000円でございます。前年度と比較しまして492万8,000円、4.1%の減で、構成比は2.1%でございます。内訳としましては、1項使用料が1億2万5,000円、2項手数料が1,657万4,000円でございます。

14款国庫支出金は6億9,869万2,000円でございます。前年度と比較し

まして5,554万8,000円、8.6%の増で、構成比は12.3%でございます。内訳としましては、1項国庫負担金が4億926万4,000円、2項国庫補助金が2億8,730万7,000円、3項国庫委託金が212万1,000円でございます。

15款県支出金は4億7,441万5,000円でございます。前年度と比較しまして2,355万9,000円、4.7%の減で、構成比は8.3%でございます。内訳としましては、1項県負担金が2億5,583万4,000円、2項県補助金が2億352万円、3項県委託金が1,506万1,000円でございます。

16款財産収入は142万2,000円でございます。前年度と比較して58万3,000円、29.1%の減で、構成比は0.1%未満でございます。1項財産運用収入でございます。

17款寄附金は1億150万1,000円でございます。前年度と比較して1億円、49.6%の減で、構成比は1.8%でございます。1項寄附金でございます。

18款繰入金は1億9,063万円でございます。前年度と比較しまして1億1,188万5,000円、37%の減で、構成比は3.4%でございます。内訳としましては、1項基金繰入金が1億7,901万5,000円、2項特別会計繰入金が1,161万5,000円でございます。

19款繰越金は1億円でございます。前年度と比較して5,000万円、100%の増で、構成比は1.8%でございます。1項繰越金でございます。

20款諸収入は3,313万7,000円でございます。前年度と比較しまして1,057万6,000円、46.9%の増で、構成比は0.6%でございます。内訳としましては、1項延滞金加算金及び過料が220万8,000円、2項町預金利子が5万円、3項受託事業収入が1,075万4,000円、4項雑入が2,012万5,000円でございます。

21款町債は6億9,390万円でございます。前年度と比較しまして1億9,780万円、39.9%の増で、構成比は12.2%でございます。1項町債でございます。

歳入合計は56億8,356万3,000円で、前年度と比較して4,516万2,000円、0.8%の増でございます。

続きまして、5ページからは歳出でございます。

1款議会費は8,524万4,000円でございます。前年度と比較して6万5,000円、0.1%の増で、構成比は1.5%でございます。1項議会費でございます。

2款総務費は9億3,661万1,000円でございます。前年度と比較して7,

040万8,000円、8.1%の増で、構成比は16.5%でございます。内訳としましては、1項総務管理費が7億8,862万7,000円、徴税費が1億730万2,000円、3項戸籍住民基本台帳費が2,669万7,000円、4項選挙費が785万7,000円、5項統計調査費が483万5,000円、6項監査委員費が129万3,000円でございます。

3款民生費は17億3,617万1,000円でございます。前年度と比較して3,397万1,000円、1.9%の減で、構成比は30.5%でございます。内訳としましては、1項社会福祉費が12億1,141万9,000円、2項児童福祉費が5億2,475万2,000円でございます。

4款衛生費は4億7,586万2,000円でございます。前年度と比較して811万1,000円、1.7%の減で、構成比は8.4%でございます。内訳としましては、1項保健衛生費が2億4,713万7,000円、2項清掃費が2億2,393万2,000円、3項水道費が479万4,000円でございます。

5款農林水産業費は2億6,143万9,000円でございます。前年度と比較して4,365万2,000円、14.3%の減で、構成比は4.6%でございます。内訳としましては、1項農業費が2億3,844万8,000円、2項林業費が2,299万1,000円でございます。

6款商工費は1億941万8,000円でございます。前年度と比較して98万6,000円、0.9%の減で、構成比は1.9%でございます。1項商工費でございます。

7款土木費は8億2,346万1,000円でございます。前年度と比較して1億4,233万2,000円、20.9%の増で、構成比は14.5%でございます。内訳としましては、1項土木管理費が9,108万5,000円、2項道路橋梁費が5億6,479万1,000円、3項河川費が446万5,000円、4項住宅費が1,471万3,000円、5項下水道費が1億1,874万6,000円、6項浄化槽整備推進事業費が2,966万1,000円でございます。

8款消防費は2億54万7,000円でございます。前年度と比較して268万9,000円、1.3%の減で、構成比は3.5%でございます。1項消防費でございます。

9款教育費は3億8,508万7,000円でございます。前年度と比較して5,406万3,000円、12.3%の減で、構成比は6.8%でございます。内訳としましては、1項教育総務費が4,551万8,000円、小学校費が1億645万5,000円、3項中学校費が4,295万1,000円、4項社会教育費が1億1,255万5,000円、5項保健体育費が7,760万8,000円でございます。

1 款災害復旧費は2,000円でございます。前年度と比較して4,618万4,000円の減で、構成比は0.1%未満でございます。内訳としましては、1 項農林水産施設災害復旧費が1,000円、2 項公共土木施設災害復旧費が1,000円、いずれも存目でございます。

1 1 款公債費は6億6,135万5,000円でございます。前年度と比較して2,602万6,000円、4.1%の増、構成比は11.6%で、1 項公債費でございます。

1 2 款予備費は836万6,000円でございます。前年度と比較して401万3,000円、32.4%の減で、構成比は0.1%で、1 項予備費でございます。

歳出合計は56億8,356万3,000円で、前年度と比較して4,516万2,000円、0.8%の増でございます。

7 ページ、第2表は債務負担行為でございます。固定資産土地評価業務委託が平成31年度から平成32年度までで、限度額を898万6,000円とし、小中学校パソコン賃借料が平成31年度から平成35年度までで、限度額を5,996万8,000円とし、図書管理システム機器賃借料が平成31年度から平成35年度までで、限度額を1,143万3,000円とするものでございます。いずれも複数年にわたり契約をするものでございます。

8 ページは地方債でございます。起債の目的と限度額を御説明申し上げます。

道路橋梁整備事業の限度額は2億8,250万円で、新庁舎とのアクセス道路整備事業等の財源に充てるものでございます。

小学校整備事業の限度額は210万円で、施設整備工事の財源といたします。

社会教育施設整備事業債の限度額は570万円で、B&G海洋センター屋根等の改修設計委託料の財源に充てるものでございます。

消防防火施設整備事業の限度額は600万円で、防火水槽建設の財源に充てるものでございます。

庁舎等建設事業の限度額は1億8,260万円で、庁舎等建設、体育館等解体工事等の財源に充てるものでございます。

過疎対策ソフト事業の限度額は7,000万円で、主に住んでよかったプロジェクト推進事業の財源に充てるものでございます。

最後に、臨時財政対策債の1億4,500万円でございます。いずれも年利4%以内の利率といたしております。

9 ページと10 ページは、前年度との比較及び財源の内訳でございます。

11 ページからは、歳入の詳細でございます。主に額の大きなものについて御説明いたします。

1 款町税、1 項町民税は3 億4,769 万1,000 円で、前年度より1,205 万1,000 円、3.6%の増でございます。2 項固定資産税は6 億7,336 万2,000 円で、前年度より1,716 万2,000 円、2.6%の増でございます。

1 2 ページをお願いいたします。

1 2 ページ、一番上、4 項町たばこ税は8,350 万5,000 円で、前年度より237 万5,000 円、2.8%の減でございます。

1 3 ページをお願いします。

1 3 ページ、6 款の地方消費税交付金は1 億8,000 万円で、前年度より1,180 万円、7%の増でございます。

1 4 ページの1 0 款地方交付税は1 8 億円、普通交付税が1 6 億6,000 万円、特別交付税が1 億4,000 万円で、昨年度より6,000 万円、3.2%の減でございます。

1 5 ページの1 3 款使用料及び手数料の5 目土木使用料は8,850 万2,000 円で、前年度より497 万4,000 円、5.3%の減でございます。主なものは、公営住宅使用料が5,977 万4,000 円、定住促進住宅使用料が2,552 万4,000 円でございます。

1 7 ページをお願いします。

1 4 款1 項国庫支出金の1 目民生費国庫負担金が4 億884 万3,000 円で、前年度より1,754 万円、4.5%の増となっております。1 節の中の障がい者総合支援給付費国庫負担金1 億4,790 万5,000 円、3 節の児童福祉費国庫負担金1 億2,518 万8,000 円、1 3 節の児童手当国庫負担金9,790 万8,000 円が主なものでございます。

次のページをお願いします。

1 8 ページの1 4 款2 項4 目土木費国庫補助金は2 億7,032 万2,000 円で、前年度より1 億54 万5,000 円、59.2%の増でございます。1 節道路橋梁費国庫補助金2 億6,968 万6,000 円が主なものでございます。

1 9 ページの1 5 款1 項1 目民生費県負担金は2 億5,562 万4,000 円、前年度より724 万2,000 円の増でございます。1 節社会福祉費県負担金の8,638 万6,000 円、2 節児童福祉費県負担金の6,259 万2,000 円、9 節保険基盤安定負担金の県負担金の8,554 万8,000 円が主なものでございます。

2 1 ページをお願いします。

1 5 款2 項3 目衛生費県補助金は7,388 万1,000 円で、主なものは2 節の産業廃棄物処理施設モデル事業交付金の5,000 万円、管理型最終処分場立地交付金の2,000 万円でございます。

24ページをお願いします。

17款1項1目一般寄附金は1億円でございます。ふるさと南関応援寄附金でございます。

18款の基金繰入金は、財政調整基金繰入金1億4,000万円が主なものでございます。

28ページをお願いします。

下の段、21款町債は、土木債その他で6億9,390万円といたしております。

29ページからは歳出でございます。今回は骨格予算ですので、主なものを御説明いたします。

35ページをお願いいたします。

2款1項7目企画費の13節委託料で2,203万9,000円を計上しております。乗合タクシー事業に係る委託料でございます。また、19節には地方バス運行等特別対策補助金2,530万1,000円を計上しております。

38ページをお願いします。

2款1項16目まちづくり推進事業費の19節、これは39ページになります。3,964万4,000円は、住んでよかったプロジェクト推進事業に係る補助金及び大河ドラマ「いだてん」に係る1市2町地域振興協議会負担金が主なものでございます。

40ページの18目ふるさと寄附金費では、8節補償費にふるさと寄附金への返礼品費3,780万円、13節委託料に2,483万6,000円、25節積立金に3,370万4,000円が主なものでございます。

次のページの19目庁舎等建設費は、目全体で2億1,994万6,000円を計上しております。主なものは、庁舎等建設実施設計業務委託料7,191万8,000円、解体工事費1億3,790万4,000円でございます。

次は、50ページをお願いいたします。

50ページ、3款1項1目社会福祉総務費の20節扶助費の障がい者総合支援給付費に2億9,196万円と、28節拠出金の国保保険基盤安定拠出金に7,747万5,000円を計上しております。

また、次のページの2目老人福祉費、20節扶助費の老人ホーム措置費に5,570万1,000円を計上しております。

54ページをお願いいたします。

12目介護保険費は、目全体で2億1,491万7,000円を計上しております。それから、55ページの15目後期高齢者医療費は、目全体で2億4,522万1,000円を計上しております。

56ページの1目児童福祉総務費は、19節の私立保育所等給付費負担金2億9,777万4,000円、次のページの2目児童措置費は、20節の児童手当1億4,010万円が大きなものでございます。

続きまして、63ページをお願いいたします。

63ページの4款1項11目地域振興対策費には、25節積立金に7,000万8,000円を計上しております。地域振興対策基金積立金でございます。

63ページの4款2項1目の19節負担金補助及び交付金に1億9,080万4,000円を計上しております。有明広域行政事務組合の負担金でございます。

また大きく飛びまして、78ページをお願いいたします。

7款2項3目道路新設改良費では、15節工事請負費に3億7,741万3,000円を計上しております。それから、22節補償補填及び賠償金に1億1,530万円を計上しております。主に新庁舎へのアクセス道路に係るものでございます。

80ページの8款1項1目常備消防費の19節に有明広域行政事務組合消防費負担金1億4,085万9,000円を計上しております。

最後、105ページ以降につきましては、給与費の明細等でございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第21号議案、平成30年度南関町国民健康保険特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億4,111万9,000円と定めるものでございます。前年度比較2億388万4,000円、12.4%減の予算編成とさせていただいております。

2ページをお願いいたします。

国民健康保険につきましては、平成30年4月から県が財政運営の責任主体となりますので、歳入歳出ともに予算科目の構成に変更が生じております。そこで、前年度との比較につきましては、主なものとさせていただきます。

まず、歳入でございます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税2億2,191万1,000円で、前年度から402万8,000円の減、マイナス1.8%でございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料20万円でございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金1,000円、2項国庫補助金1,000円でございます。

次に、4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金1,000円でございます。

次に、5款県支出金、1項県負担金補助金11億1,071万1,000円でございます。

次に、6款財産収入、1項財産運用収入6,000円でございます。

次に、7款繰入金1億726万9,000円で、前年度から72万2,000円の減、マイナス0.7%でございます。1項他会計繰入金1億726万8,000円、2項基金繰入金1,000円でございます。

次に、8款繰越金、1項繰越金2,000円でございます。

次に、9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料30万4,000円、3項雑入71万3,000円で、歳入合計金額14億4,111万9,000円を計上するものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費624万6,000円で、前年度から436万8,000円の減、マイナス41.2%でございます。1項総務管理費604万5,000円、3項運営協議会費20万1,000円でございます。

次に、2款保険給付費10億6,773万6,000円で、前年度から4,361万8,000円、4.3%の増でございます。1項療養諸費9億280万1,000円、2項高額療養費1億6,013万円、4項葬祭諸費60万円、5項移送費2,000円、6項出産育児諸費420万3,000円でございます。

次に、3款国民健康保険事業費納付金3億1,881万6,000円で、1項医療給付費分2億4,109万5,000円、2項後期高齢者支援金等分5,885万1,000円、3項介護納付金分1,887万円でございます。

次に、5款保険事業費1,918万円で、前年度から28万9,000円、1.5%の増でございます。1項特定健康診査等事業費1,077万6,000円、2項保険事業費840万4,000円でございます。

次に、6款基金積立金、1項基金積立金6,000円でございます。

次に、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金110万3,000円でございます。

次に、9款1項予備費といたしまして2,803万2,000円で、歳出合計金額14億4,111万9,000円を計上するものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

歳入の内容説明でございます。主なものについて御説明を申し上げます。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税でございます。1 節医療給付費分現年課税分は1 億4,605 万6,000 円、2 節後期高齢者支援金分現年課税分は4,900 万5,000 円、3 節介護納付金分現年課税分は1,419 万2,000 円を見込んでいるところでございます。2 目退職被保険者等国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分は388 万7,000 円、2 節後期高齢者支援金分現年課税分は131 万2,000 円、3 節介護納付金分現年課税分は98 万9,000 円を見込んでいるところでございます。

7 ページをお願いいたします。

中程の3 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金は、1 節過年度分1,000 円を残し、以下、2 項、3 項は、県移行に伴い廃目としております。

次の3 款 2 項国庫補助金、4 款 1 項療養給付費等交付金に関しましても、同様の理由でございます。

8 ページをお願いいたします。

上の5 款県支出金、1 項 1 目保険給付費交付金でございます。1 節普通交付金は、保険給付費分が県から交付される分で、10 億6,034 万2,000 円を見込んでおります。また、2 節特別交付金は、保険者努力支援分特別調整交付金などで、5,036 万9,000 円を見込んでいるところでございます。

9 ページをお願いいたします。

上の7 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金でございます。1 節保険基盤安定繰入金7,747 万5,000 円、2 つ飛びまして、4 節財政安定化支援事業繰入金2,153 万円を見込んでいるところでございます。

続きまして、10 ページをお願いいたします。

中程より下の10 款前期高齢者交付金、次の11 款共同事業交付金は、県移行により廃款するものでございます。

次に、歳出の内容説明に移らせていただきます。

12 ページをお願いいたします。

中程の2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費、19 節8 億8,426 万円、前年度プラス6.8%でございます。2 目退職被保険者等療養給付費、19 節は1,175 万円で、前年度からマイナス60.8%で、制度の段階的廃止によるものでございます。

一番下の同じく2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費は1 億5,750 万円を見込んでおります。

1 ページ飛ばしまして、14 ページをお願いいたします。

上の2 款 6 項 1 目出産育児一時金は、10 名分、420 万円を見込んでおります。

中段の2款3項2目出産育児一時金は、新たに6項に設けましたので、廃項でございます。

次の3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分から2項後期高齢者支援金等分、15ページの2段目、3項介護納付金分は、県移行により新しく設けたもので、1項の医療費給付費分は総額2億4,109万5,000円、2項後期高齢者支援金等分は5,885万1,000円で、3項介護納付金は1,887万円でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

上から2段目、9款予備費、1項1目予備費2,803万2,000円でございます。

次の10款後期高齢者支援金等から、次の18ページの14款共同事業拠出金までは、県移行に伴いまして、廃款とするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第22号議案、平成30年度南関町公共下水道事業特別会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,543万8,000円とするものでございます。前年比約3.8%の減となっております。

2ページをお願いします。

歳入でございます。

1款国庫支出金の国庫補助金が1,030万円で、前年比約41.1%の減、2款繰入金的一般会計繰入金が1億1,874万6,000円で、前年比約10.6%の増、3款諸収入の延滞金が1,000円で、前年度と同額でございます。

4款町債が8,800万円で、前年比約52.4%の減でございます。

6款分担金が520万円で、前年比約20%の減でございます。

7款使用料及び手数料の使用料が3,228万円で、前年比約0.1%の増、手数料が11万1,000円で、前年比約54%の減でございます。

歳入合計が1億7,543万8,000円で、約3.8%の減でございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費の総務管理費が6,819万7,000円で、前年比約7.2%の増でございます。

2 款事業費の公共下水道事業費が 3,965 万 2,000 円で、前年比約 16.5%の減でございます。

3 款公債費が 6,658 万 9,000 円で、前年比約 5.3%の減でございます。

4 款予備費が 100 万円で、前年と同額でございます。

歳出合計が 1 億 7,543 万 8,000 円で 3.8%の減でございます。

4 ページをお願いいたします。

地方債につきましては、公共下水道事業のための起債の限度額を 880 万円とするものでございます。

7 ページをお願いします。

歳入についての説明でございます。主なものにつきまして、説明いたします。

1 款国庫支出金は、公共下水道費国庫補助金が 1,030 万円で、下水道施設管理計画策定業務委託料及び下水道排水設備工事費助成金に係る国庫補助金でございます。

2 款繰入金は、一般会計繰入金が 1 億 1,874 万 6,000 円でございます。

4 款町債は、公共下水道債が 880 万円で、下水道事業の工事費に係る起債でございます。分担金は、受益者分担金が 520 万円でございます。

8 ページをお願いします。

7 款使用料及び手数料は、下水道使用料が 3,228 万円でございます。

9 ページをお願いいたします。

歳出についての説明でございます。主なものにつきまして、説明いたします。

1 款総務費は、1 目一般管理費の 19 節負担金補助金及び交付金に、下水道排水設備工事費助成金として 100 万円、27 節公課費に消費税分として 361 万 1,000 円、2 目浄化センター管理費の 11 節需用費に光熱水費として 678 万円、13 節委託料に浄化センター維持管理業務委託料として 5,088 万 2,000 円、処理場産業廃棄物処理委託料といたしまして 380 万 2,000 円を計上しております。

10 ページをお願いいたします。

2 款事業費は、公共下水道建設費の 13 節委託料に公営企業会計移行調査委託料として 885 万 6,000 円、下水道施設管理計画策定業務委託料として 1,960 万円、15 節工事請負費に下水道整備工事費として 230 万円を計上いたしております。

3 款公債費は、地方債の元金償還金として 5,560 万 5,000 円、利子償還金として 1,098 万 4,000 円を計上しております。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申

上げます。

続きまして、第23号議案、平成30年度南関町簡易水道事業特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ483万4,000円とするものでございます。前年比約1.7%の増となっております。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2款使用料及び手数料の使用料が168万円、手数料は1,000円で、前年と同額でございます。

5款繰入金が一般会計繰入金の315万2,000円で、前年比約2.6%の増でございます。

6款諸収入が延滞金加算金及び過料の1,000円で、前年度と同額でございます。

歳入合計が483万4,000円で、前年比1.7%の増でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費が総務管理費の281万2,000円で、前年比約2.9%の増でございます。

3款公債費が182万2,000円で、前年度と同額でございます。

4款予備費が20万円で、前年度と同額でございます。

歳出合計が483万4,000円で、約1.7%の増でございます。

6ページをお願いします。

歳入についての説明でございます。主なものにつきまして、説明いたします。

2款使用料及び手数料は、簡易水道使用料が168万円でございます。

5款繰入金は、一般会計繰入金が315万2,000円でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出についての説明でございます。

1款総務費は、一般管理費の11節需用費の光熱水費に24万円、13節委託料の簡易水道管理委託料に63万6,000円を計上しております。

8ページをお願いします。

3款公債費は、地方債の元金償還金に140万3,000円、利子償還金に41万9,000円を計上しております。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申

上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第24号議案、平成30年度南関町介護保険事業特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億3,781万9,000円と定めるものでございます。前年度から2,075万2,000円の減、マイナス1.4%の予算編成とさせていただいております。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料2億6,574万5,000円で、前年度から15.5%の増でございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料1万円、2項使用料8万6,000円でございます。

次に、3款国庫支出金3億8,287万3,000円で、前年度からマイナス2.4%でございます。1項国庫負担金2億4,239万9,000円で、2項国庫補助金1億4,047万4,000円でございます。

次に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金3億7,714万2,000円で、前年度からマイナス5.4%でございます。

次に、5款県支出金2億248万8,000円で、前年度からマイナス2%でございます。1項県負担金1億9,402万9,000円で、3項県補助金845万9,000円でございます。

次に、6款財産収入、1項財産運用収入9,000円で、前年度からマイナス47.1%でございます。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金1億9,575万3,000円で、前年度からマイナス5.2%でございます。

次に、8款繰越金、1項繰越金1,000万円で、前年度からマイナス50%でございます。

次に、9款諸収入371万3,000円で、前年度からマイナス11.7%でございます。1項延滞金加算金及び過料3,000円、3項雑入2万6,000円、4項予防給付費収入368万4,000円でございます。

歳入合計金額14億3,781万9,000円を計上するものでございます。

3ページをお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----
休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分
-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

24号議案、介護保険特別会計の説明の途中でした。歳出の議案からお願いします。福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） それでは、引き続きまして、御説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1,760万3,000円で、前年度から16.8%の増でございます。

1項総務管理費400万9,000円、2項徴収費52万9,000円、3項介護認定審査会費1,306万5,000円でございます。

次に、2款保険給付費13億4,285万6,000円で、前年度からマイナス1.5%でございます。1項介護サービス等諸費12億3,164万8,000円、2項介護予防サービス等諸費2,903万円、3項その他諸費128万4,000円、4項高額介護サービス等費3,175万2,000円、5項高額医療合算介護サービス等費330万円、6項特定入所者介護サービス等費4,584万2,000円でございます。

次に、4款地域支援事業費6,728万2,000円で、前年度からマイナス6.6%でございます。1項介護予防生活支援サービス事業費3,202万円、2項一般介護予防事業費2,186万6,000円、3項包括的支援事業費任意事業費890万3,000円、4項居宅介護支援事業費440万9,000円、5項その他諸費8万4,000円でございます。

次に、5款基金積立金、1項基金積立金9,000円でございます。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金4万1,000円でございます。

次に、8款1項予備費といたしまして、1,002万8,000円でございます。

歳出合計金額14億3,781万9,000円を計上するものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入の内容説明でございます。主なものについて、御説明申し上げます。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料でございます。1節特別徴収保険料2億4,625万3,000円で、基準額は5,850円、対象者といたしまして3,424名を見込んでいるところでございます。2節普通徴収保険料1,939万2,000円で、対象者といたしまして270名を見込んでいるところでございます。

中程下の3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金でございます。1節現年度分で介護給付費国庫負担金2億4,239万9,000円を見込んでいるところでございます。

次の3款2項1目調整交付金1億2,235万7,000円でございます。

次の7ページをお願いいたします。

上の5目地域支援事業交付金、1節地域支援事業交付金1,349万2,000円で、対象事業費の25%を見込んでいるところでございます。

中段の4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金、1節現年度分3億6,257万1,000円で、給付費見込額の27%に相当する額でございます。

続きまして、5款県支出金、1項1目介護給付費負担金、1節現年度分で1億9,402万9,000円を見込んでいるところでございます。

8ページをお願いいたします。

中程の7款繰入金、1項1目1節介護給付費繰入金1億6,785万7,000円で、給付見込額の12.5%に相当する額でございます。

9ページをお願いいたします。

一番下の9款諸収入、4項1目予防給付費収入は、介護予防サービス計画費といまして368万4,000円を見込んでいるところでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費、11節需用費94万6,000円で、印刷製本費としまして介護保険制度のパンフレット作成費などがございます。

11ページをお願いいたします。

中程の2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費4億5,248万4,000円、前年度からマイナス0.2%で、1月当たり3,770万7,000円を見込み、3目施設介護サービス給付費4億7,760万円、前年度からマイナス3.4%で、1月当たり3,980万円を見込んでいるところでございます。

12ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項7目居宅介護サービス計画給付費5,640万円で、前年度と同じ1月当たり470万円、9目地域密着型介護サービス給付費2億4,000万円、前年度から11.1%増で、開設予定の特別養護老人ホーム分を含み、1月当たり2,000万円を見込んでいるところでございます。

次に、2款2項1目介護予防サービス給付費1,767万6,000円、前年度からマイナス41.1%で、1月当たり147万3,000円を、次の13ページになります。4段目の5目介護予防サービス計画給付費480万円、前年度からマイナ

ス33.3%で、1月当たり40万円を見込んでいるところでございます。

14ページをお願いいたします。

2款4項1目高額介護サービス費3,169万2,000円、前年度からマイナス8.7%で、1月当たり264万1,000円を見込んでいるところでございます。

下の2款保険給付費、6項1目特定入所者介護サービス費、19節4,560万円、前年度からマイナス11.6%で、1月当たり380万円を見込んでいるところでございます。

次、15ページをお願いいたします。

中段の4款地域支援事業費、1項1目介護予防生活支援サービス事業費、19節2,400万円で、1月当たり200万円を見込んでおります。29年度から始めました要支援の方の訪問介護、通所型サービスの事業費でございます。

16ページをお願いいたします。

中程から下の4款地域支援事業費、2項1目一般介護予防事業費、13節委託料で2,105万円、前年度からマイナス3.5%で、主なものといたしまして体力アップ教室委託料2,002万4,000円でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

4款3項包括的支援事業任意事業費、2つ目の6目生活支援体制整備事業費、13節委託料200万円でございます。これも29年度から社会福祉協議会に委託しております生活支援コーディネーター関係の業務委託料でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第25号議案、平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,205万8,000円とするものでございます。前年比約1.5%の増額となっております。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金の分担金が520万円、負担金が1,000円で、前年度と同額でございます。使用料及び手数料の使用料が3,444万円で、前年比7.4%の増、手数料が1,000円で、同額でございます。

3款国庫支出金の国庫補助金が1,512万円で、前年度と同額でございます。

4款県支出金の県補助金が193万3,000円で、前年比11.1%の減でござ

います。

5款繰入金の一般会計繰入金が2,966万1,000円で、前年比約1.5%の減でございます。

7款諸収入の延滞金が1,000円、雑入が1,000円で、前年度と同額でございます。

8款町債が2,570万円で、前年度と同額でございます。

歳入合計が1億1,205万8,000円で、前年比約1.5%の増でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費が総務管理費の4,161万4,000円で、前年比約6.1%の増でございます。事業費が浄化槽整備推進事業費の5,090万3,000円で、前年比約0.2%の減でございます。公債費が1,934万1,000円で、前年比約2.9%の減でございます。予備費が20万円で、前年度と同額でございます。

歳出合計が1億1,205万8,000円で、前年比約1.5%の増でございます。

4ページをお願いします。

地方債につきましては、浄化槽整備推進事業のための起債の限度額を2,570万円とするものでございます。

7ページをお願いします。

歳入についての説明でございます。主なものにつきまして、説明いたします。

1款分担金及び負担金は、総務費分担金が520万円で、受益者分担金でございます。

2款使用料及び手数料は、浄化槽使用料が3,444万円でございます。

3款国庫支出金は、浄化槽整備推進事業国庫補助金が1,512万円でございます。

次ページをお願いします。

4款県支出金は、浄化槽整備推進事業県補助金が193万3,000円でございます。

5款繰入金は、一般会計繰入金が2,966万1,000円でございます。

8款町債は、公共下水道債が2,570万円でございます。

9ページをお願いします。

歳出についての説明でございます。主なものにつきまして、説明いたします。

1款総務費は、一般管理費の11節需用費にブロー一等の消耗品費として123万6,000円、12節役務費に水質検査料として281万6,000円、13節委託料に浄化槽管理委託料として3,588万1,000円、19節負担金補助金及び

交付金に浄化槽排水設備工事費助成金として100万円を計上しております。

10ページをお願いします。

2款事業費は、浄化槽建設費の15節工事請負費に浄化槽設備工事費として4,536万円を計上いたしております。公債費は、地方債の元金償還金を1,680万2,000円、利子償還金を253万9,000円計上しております。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第26号議案、平成30年度南関町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,348万6,000円と定めるものでございます。前年度比較して408万1,000円、3.2%増の予算編成とさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料7,908万2,000円で、前年度から6.9%の増でございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料2,000円でございます。前年と同額でございます。

次に、3款繰入金、1項一般会計繰入金5,428万8,000円で、前年度からマイナス1.9%でございます。

次に、4款繰越金、1項繰越金1,000円でございます。

次に、5款諸収入、1項延滞金及び過料2,000円、2項償還金及び還付加算金11万円、4項雑入1,000円でございます。

歳入合計金額1億3,348万6,000円を計上するものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、2項徴収費33万9,000円で、前年度からマイナス0.9%でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金1億3,303万1,000円で、前年度から3.2%の増でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金11万円で、前年と同額でございます。

4款予備費、1項予備費といたしまして6,000円でございます。

歳出合計金額1億3,348万6,000円を計上するものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入の内容説明でございます。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料、1節現年度分5,765万円でございます。2目普通徴収保険料、1節現年度分2,143万1,000円でございます。

中程下の3款繰入金、1項2目保険基盤安定繰入金、1節5,395万円を見込んでいるところでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。最後のページでございます。

歳出でございます。

中程の2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節1億3,303万1,000円を計上いたしております。内訳は、被保険者保険料負担金7,908万1,000円、基盤安定負担金5,395万円でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくをお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 第27号議案、平成30年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について、説明申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入歳出の予算総額を1,161万5,000円とするものでございます。昨年度当初予算と比べ1,920万円の減額となっております。

2ページをお開きください。

歳入でございます。

1款財産収入、1項財産売払収入が1,161万5,000円で、歳入合計も同額でございます。

3ページは歳出でございます。

1款事業費、1項宅地分譲事業費が1,161万5,000円で、歳出合計も同額でございます。

4ページは歳入、5ページは歳出、それぞれの前年度との比較でございます。

6ページをお開きください。

歳入についての説明でございます。

1款財産収入、1項財産売払収入、1目土地売払収入が1,161万5,000円で、前年度より1,920万円の減額でございます。平成30年度は4区画の分譲

を行いますので、それに伴う収入でございます。

7ページは、歳出の説明でございます。

1款事業費については、1項1目宅地分譲事業費1,161万5,000円で、前年度より1,920万円の減額でございます。財産売払収入を一般会計へ繰り出すこととしております。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第28号議案、町道の路線認定についてにつきまして、御説明申し上げます。

道路法第8条第1項の規定により、新たに路線を認定するものでございます。

提案理由は、路線を認定しようとする場合は、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

参考資料をお願いいたします。

提案いたします路線は、路線番号11、路線名、田町～堀池園線で、関町字町屋敷1430番地先から、関町字下城1570番5地先までの、延長約500メートルの路線でございます。

庁舎建設に伴うアクセス道路新設のための既存の通学路を新たに路線として認定するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 以上で、提案理由の説明を終了します。

-----○-----

日程第31 一般質問

○議長（酒見 喬君） 日程第31、一般質問を行います。

発言の通告があつておりますので、順次発言を許します。

5番議員の質問を許します。5番議員。

○5番議員（杉村博明君） お疲れ様です。5番議員の杉村です。

まずはじめに、先般の町議会議員選挙により、今回2期目となり、身の引き締まる思いで1期目より、尚一層、南関町の発展と町民皆さんの町政に対する期待を胸に、初志貫徹の心意気で頑張る所存でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、第17期議会議員の一般質問のトップバッターとして、私から通告のとおり、3つの質問を行います。

まず1点目は、高齢者世帯、一人親世帯の安心・安全への支援について質問いた

します。南関町では、高齢者世帯が目立ち、また一人親世帯も多く見られ、安心して安全な生活を送らせる上で、町の支援としてどのような支援を行い、その支援等について町長は十分と考えているのかを問います。

2点目は、乗合タクシーの現状と課題について質問します。南関町では、現在、乗合タクシーが運行されているが、現状と課題が見えてきたところであります。町としてどのように捉えているか、また試行から本格稼働を行うために、町民の思いが反映されてきたか、並びに利用者にとって300円の利用料金は適正な料金と考えているのかを問います。

3点目は、防犯灯設置の現状についてであります。防犯灯設置状況を見ると、まだまだ十分と思えない。設置にあたり、町としてはどのような設置に関する条件等があるのか、状況をどのように思っているのかをお伺いします。

以上3点の質問をするので、答弁をお願いします。また、数字で答弁するときは、ゆっくりと分かりやすくお願いいたします。この後の質問については、自席よりいたします。

○議長（酒見 喬君） 5番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 5番、杉村博明議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1つ目の高齢者世帯、一人親世帯の安心・安全への支援について、南関町では高齢者世帯が目立ち、また一人親世帯も多く見られ、安心して安全な生活を送らせる上で、町の支援としてどのような支援を行い、その支援等について十分と考えているかを問うについての御質問にお答えいたします。

現在、町の高齢化率は37%を超え、一人暮らしの高齢者や高齢者の方のみの世帯も増えてきており、一人親世帯もございます。そういう方々も安心・安全に暮らせしていただけるよう、まちづくりの中心的な施策の一つとして取り組んでいるところであります。

高齢者の方の支援としまして主なものを申し上げますと、住んでよかったプロジェクト推進事業にあります、交通手段の確保のためのタクシー料金助成事業、本年度4月から本格運行を開始しました乗合タクシー事業や買い物宅配サービス事業などがございます。安心につながるものとしては、町内の協力事業者と協定を締結しての一人暮らし高齢者見守りネットワーク事業や、緊急時の連絡手段、見守りとなる緊急通報装置の設置事業、災害時等に地域での支援となる自主防災組織や避難行動要支援者避難支援登録制度などもございます。また、先日は郵便局の見守りネットサービスを県内で第1号として、ふるさと納税の返礼品とすることとする協定を締結したところでございます。

一人親世帯に対しましては、学用品、修学旅行費の援助をする就学援助費制度や

一人親医療費助成事業がございまして、ファミリーサポートセンター事業では利用料を半額としております。また、一人親に限りませんが、支援につながるものとして、放課後児童クラブ、病児・病後児保育事業、子ども医療費助成、保育料助成、小中学校給食費補助も保護者の負担軽減につながるものでございます。そのほか各地域では、民生児童委員の活動に加え、社会福祉協議会で各区に福祉委員を設置し、地域での支え合いの強化に努めているところでございます。

支援等について十分と考えているかということですが、現在の取り組みにつきましては、他自治体と比較しましても、かなり評価していただけるのではないかと考えております。しかしながら、社会環境・生活環境は変わっていきますので、これで十分ということはないと思いますし、今後も町の実情に合わせ検討していかなければならないと考えております。これからも、私のまちづくりの3本の柱にあります、生み育てやすい環境の整備、高齢者や障がいがある方も安心して暮らせる環境の整備に努めてまいります。

次に、2つ目の乗合タクシーの現状と課題についての質問にお答えいたします。乗合タクシーを導入するにあたりましては、議会へも相談させていただきながら、公共交通の空白地域の解消及び交通弱者等の移動手段を確保する目的で、平成27年3月に南関町予約型乗合タクシー実施計画(案)を作成し、南関町地域公共交通協議会の承認をいただきまして、平成27年10月から平成29年3月までを試験運行期間として運行を開始いたしました。乗合タクシーの導入前には、大字単位を基本として20カ所で説明会を行い、利用方法の周知を図るとともに、御要望等をお聞きし、また運行開始後には、実際に利用された方からいただいた声やアンケート結果をもとに、平成28年5月から運行方法の改善を行いました。また、29年12月末で西鉄南関庄山線の廃止を行いましたことへの対策として、乗合タクシーの運行方法の改善を図り、本年1月より新たに運行形態へと移行しております。利用料金につきましては、お尋ねのとおり、運行当初から片道300円の料金設定をさせていただいておりますが、根拠としましては路線バスの町内区間の利用料金の平均や、タクシーの初乗り運賃よりも安い料金設定とさせていただいております。また、バス停まで移動することなく、ドアtoドアで乗降でき、利用者の利便性につきましては、向上していると思われること等から、適正な利用料金であると考えております。ただ、現在の運行形態がベストだとは考えておりませんし、私の政策にありますとおり、利用者の意見を反映した運行体系の充実に努めるとともに、町全体の公共交通の調整を図っていきたいと考えております。

次に、3つ目の防犯灯設置の現状についての、防犯灯設置状況を見ると、まだまだ十分とは思えない。設置にあたり、町としてはどのような設置に関する条件等が

あるのか、現状をどのように思っているのかを聞くとの御質問についてお答えいたします。

まず、町道等の街灯につきましては、通学路の防犯灯的なものも含め、現在、町全体で180基を設置しております。国道・県道等の照明につきましては、夜間において、あるいはトンネル等の明るさが急変する場所において、道路状況・交通状況を的確に把握するための良好な視環境を確保し、道路交通の安全・円滑を図ることを目的として、歩道等の利用者が道路を横断する恐れがあり、自動車交通量及び歩道等の利用者数の多い区間や、車両が車線から逸脱する恐れがあり、自動車交通量の多い区間等に設置してあります。また、交差点や横断歩道、歩道等には、局部的な照明を必要に応じて設置してあります。

現在、南関中学校から県道の歩道への防犯灯の設置要望が上がっておりますが、県道の街灯設置につきましては、自動車の通行量や歩行者の利用者数が設置要件に該当しないとのことで、設置できないとの回答がっております。そこで、町では町で策定する通学路交通安全プログラムの中に通学路要対策箇所として一覧表に記載し、その対策方法について検討している状況であります。

地域の防犯灯の設置については、行政区に対して防犯灯設置補助金の制度と電灯料交付金の制度があり、各行政区での設置及び維持管理をしていただいております。また、近年はLEDの防犯灯設置が増えてきているため、設置費用が以前に比べ、やや高額になっている反面、電灯料は安くなっています。これらの状況を確認するため、町では今年2月7日の全体区長会の際に、各区長に説明し、設置場所及び防犯灯の種類についての調査を行い、今後の対応方法などについて検討することとしております。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、担当課長よりお答えします。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） ただいま5番の杉村議員の中で、3番目の防犯灯設置の現状について、それから具体的にその現状をどう思っているのか聞きたいということで、私からのお答えをさせていただきます。

まずもって、新議員の皆さま、早速、先日は南関中学校卒業証書授与式に御参列いただき、先輩議員の皆さん共に御苦勞でございました。お世話になりました。これから先の南関町の子どもたちの健全育成、しっかり御支援いただければ有り難く思います。

ただいまの杉村議員のことにつきまして、現状の中で設置の条件というものにつきましては、詳しく、ただいま町長のほうから答えていただきましたが、要綱が設

けられておりました、そのようなことでの運用がなされているところです。議員の皆さま方には本当、生徒たちの朝からの登校の時間に、多数の議員さんが安全見守りをしていただいていることを大変有り難く思います。中にはもう年中通して立っていただいていることで、大変感謝を申し上げるわけですが、そんな中で生徒たちが安心して登下校ができるための議員さん方の温かい御支援を感謝するところです。

今、町長のほうから具体的に、現状とそれから設置要綱に従って、なおも厳しい状況といえますか、まだ未設置、まだまだであるという指摘の部分について、教育委員会としましては平成24年度に全国的に通学路を集団登校している子どもたちが大変危険な目にさらされているという事件が何度も事故が発生したときに、行政としても具体的な取り組みを起こすということで立ち上げられたのが、この南関町では通学路安全推進会議という名前でお呼びしておりますけれども、南関町は平成26年にその安全推進会議を立ち上げて、メンバーとしましては熊本県の地域振興局から交通安全担当、それから玉名警察署、南関交番ですね。また、町の役場では総務課、建設課、そして教育委員会、教育課、小中学校からは学校代表ということでメンバーを組織して、具体的に各学校の通学路の安全について、しっかりと点検をし、どうしても安全上問題がある、あるいは下校時間に暗くなったときに、防犯対策が不十分であるという点を要望をまとめて、そしてこの安全推進会議に提案するという形を取ってきているわけです。

まだまだ不十分であるというのは御指摘のとおりかと思いますが、先ほど町長の答弁にもありましたように、中学生の県道沿いの、南関中から坂下方面への防犯灯が少ないのではないかとこの提案がありましたけれども、先ほどの答えのように、交通量が多いということで、夕方、車のライトが非常に明るい、通るわけで、そういう条件から、一応今のところは要望が叶えられずにあります。

それから、関東、中山から福山方面に向かうところも要望が出されました、暗いということですね。こちらにつきましては、区の肝入りもありまして、協力もありまして、この後、そういう対策をとってもらおうということになっているところです。

とにかく優先順位を、この推進会議で付けまして、そして交通安全プログラムというものを作り上げて、それはネット上にアップして、掲載されたものにつきましては、この会議で決定したものを掲載されましたものにつきましては、いつの時期か必ず実行しなければならないというふうになっております。そういう手立てを今後も、先ほど申しあげました組織で計画的に進めていくことにしております。

以上お答えしまして、後は担当課長のほうから、また自席からお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 最初の御質問の高齢者世帯、一人親世帯の安心・安全への支援につきまして、私のほうから付け加えてお答えさせていただきます。

高齢化率につきましては、町長の答弁にもございましたが、高齢者世帯等の状況を国勢調査の資料で申し上げますと、高齢者の一人暮らしの世帯は、平成27年507世帯ということで、世帯総数の14.3%を占めております。高齢者夫婦のみの世帯も563世帯で15.9%となっております。世帯の小規模化が進んでいるようでございます。

また、母子家庭・父子家庭である一人親世帯は、平成22年の国勢調査で41世帯、27年には52世帯、5年で11世帯増えているようでございます。町といたしましては、町長答弁にありましたように、従来 of 事業に加えまして、住んでよかったプロジェクト推進事業にも取り組んでいるところでございまして、福祉課関係では平成25年度から始めました見守りネットワーク事業での29の事業所と協定を締結いたしておりますし、昨年度見直しました緊急通報装置は、2月末で98台設置をいたしております。

その他社会福祉協議会の地域福祉活動としての福祉委員は130名以上おられまして、身近な地域での支え合い、地域での支え合いに御協力いただいているところでございます。今後につきましても、各事業の充実・強化に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 乗合タクシーにつきまして、私のほうからもうちょっと細かいところを報告させていただきます。

先ほど町長答弁にもありましたとおり、乗合タクシーにつきましては平成27年10月より運行を開始しております。運行当初は9時出発便から15時30分出発便までの6便運行でしたが、利用者の声やアンケート調査の結果から見直しを行いまして、平成28年5月より運行便数を1便増やし7便とし、3,000円の販売価格で300円お得となる回数券の導入を行いましたほか、運転免許を返納された方に半年間の無料乗車券の発行も始めました。西鉄南関庄山線の廃止に伴いまして、本年1月の運行から庄山でのバス乗り継ぎ等を視野に入れるとともに、バス廃止に伴う住民説明会でいただいた御意見や御要望等を反映させていただき、新たに8時便、12時便、17時便の3便を増便し1日10便運行とし、土曜日の運行も1月から始めております。

料金につきましては、先ほど町長答弁にもございましたが、当初より300円で

すが、小学生及び障がいをお持ちの方につきましては半額の150円、小学生未満は無料としております。また、本年1月から6月末までは南関庄山線を御利用されていた方に限り、バスが運行していた路線内であれば半額の150円で利用いただけるような措置もとっております。

ちなみに、乗合タクシーの登録者数は、2月末現在で1,458人となっております。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 答弁、ありがとうございました。

いろんな制度的にも、いろんな高齢者とか、一人親世帯に対しての町からのあるかと思えますけど、やっぱり一人親とか、もう数字が示すとおり、高齢化しております。随分とまた空き家も増えてきております。これはもう高齢者、もう1番から3番までのつながりで、質問のつながりですけど、高齢者の方のまた一人世帯、そういったのも増えてきております。大変心配されるのが、防犯上もつい最近も何軒か、もう盗難とか被害が出ております。空き巣とか窃盗が、この選挙期間中でもあるっております、実際ですね。つい最近ですけど、警察が来て現場検証をされているところに、ちょうど私も通りかかったところでした。それは空き家ということで、被害があってございました。それとまた、機械類の盗難とかあっております。ここ最近、多く見られるようになりました。南関町が田舎だからといって安心できないような状況です。まず、そういった面もありますので、防犯関係もしっかりとしていかななくてはならないかと思っております。特に空き家が随分と多く見られるようになりまして。防犯面では、町はいろんな対策をとられているかと思えますけど、これで十分とは考えずにもっと、青色防犯の車が町のほうでありますけど、それは週何回ぐらい回っていますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 青色パトロール車では、週2回、役場職員で曜日を決めて回っている状況でございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） これは決まった曜日とか、もう全然決めずに回られておりますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 曜日は決まっております。時間帯も午後の下校時刻等に合わせるということで、原則的には決まっております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） これは曜日とか決めなくて、もういつもばらばらの状況で回れたほうが、逆にいいかと思えますけど、いかがでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 今、職員が当番を決めて回しておりますので、やはり予定を立てるためには、時間等は決める必要があるのかなど。ただ、それともう一つは、下校時の見守りということもございますので、やはり夕方といいますか、下校時刻に合わせて巡回をしているという状況でございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 下校時の安全対策としては、もう一番いいかなと思います。最近、ライトをつけて回っていますか。つけてないみたいだと思いますけど、いかがですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 青色パトロールのときには、回すものというふうに私は思っておりますが、回していない者がありましたら、それはまた改めてお知らせをして、必ずつけて回すということで指導していきたいと思えます。ちなみに、私は管内で青パトを運転するときは回しております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） ぜひ回転灯は回して、回ってもらうように指導をよろしくお願いします。

また、通学道路についてですけど、町道小原上長田線、そちらのほうの防犯灯が少ないような、あいだあいだがちょっと暗いところがあります。町長、教育長あたりは、夜間、そこを歩いてでも通られたことはありますでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 車で通ることはございますが、歩いて通ったことはございません。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） やっぱり1回ぐらい歩いて、現地を確認してください。暗いです。本当暗くなったら、防犯灯から防犯灯までの間、その間は暗いんですよ。竹が生い被って、防犯灯の明かりを遮断している状況です。それとまた、あいだあいだが遠いから、非常に暗く感じます。ちょうど中学生が帰っているとか、集団じゃなくて、一人一人帰っている状況なんですよ。だから、今、先ほども言いましたように、南関町でも最近、被害があっているんですよ。そういった、人的被害はまだ今のところは聞きませんが、もし人的被害が出る前に、こういったのは予防として対策を講じられたらいかがかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 小原上長田線でございますけど、民家がない区間にだいたい50メートルおきぐらいに防犯灯の設置がっております。先ほど議員が申されましたように、一部竹が被っている部分があります。その部分につきましては、3年間で防草コンクリートなり、竹の伐採あたりを行ったんですけど、まだまだ竹がかかっている状況でございます。維持補修期間におきまして、再度見回り等を行い、見えない部分につきましては、竹を撤去するように指導したいというふうに考えております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 今、法面をされたと思うんですけど、それは全然竹の生い被っているのは関係ないかと思うんですよ。その上から生い被ってきているから、また電線とかにもかかっております。そのへんは十分建設課のほうも何回か回ってから確認をしてください。そのままになっております、枯れ竹とかですね。

つい最近、風が強かったですよね、何日か前ですね。そういったので、またかかっております。今度、近々何かされますかね。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 一応3年間で防草コンクリートをするというところでいっておりましたけど、防草コンクリート区間がどうしても草刈りの区間ということで、今回、かかっております竹を改修年度を29年度といたしまして、伐採をする予定でございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 伐採の何か準備か何か、あそこは看板が今ちょっと置かれているかと思うんですけど、工事の予告とかされている看板が出ているかと思いますが、ここだけではなくて、またほかのところもあるかと思いますが、一番危ないのが小原上長田線、その区間が非常に危ない、また松尾の下の部分、大きく蛇行しているところがありますけど、あのへんが杉の木とか孟宗竹とか真竹、そういったのが被っております。もう杉の木の枝が間にあって、その防犯灯が立っているんですけど、その防犯灯の間を隠しているから、せっかくあの防犯灯を設置されているんですけど照らしてない。杉の枝で被っているとか、竹が生い被っているとか、非常にあそこはもう毎回、もう何回も質問している状況なんですけど、どうかそのへんもしていってほしいと思いますので、よろしくお願いします。これは先ほども申しましたように、何かあっては遅いということでお願いいたします。

それと、乗合タクシーの件ですけど、先ほど私のほうからは、片道300円ですけど、片道乗られる乗車されている方はいないと思うんですよ。行ったら帰りのほ

うも乗られる、600円になるかと思います。600円出したら、高齢者の方は年金生活されている方、低所得者の方にしては600円がやっぱり、こちらが町が思っている、ああ安いんだと思っていらっしゃるけど、やっぱり利用されている方に対しては、やっぱりこの600円というのは高く感じるんですよね、どうしても。少しでもいいから、500円、ワンコインぐらいの中に入れてもらう。また、半額とかそういった状況まで考えてもらわないと、600円というのは片道が300円だから安いんだと思われているかも知れませんが、実際利用されている方からすれば高いんですよ。そういったことに対して、この300円、それは本当に安いと思われているのでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 片道300円がどうかということでもありますけれども、冒頭の答弁でも申し上げましたとおり、バスのその区間の料金、それとタクシーの初乗りの料金ということで御説明申し上げましたけども、そういったところを勘案したところでは、300円というのは妥当な金額じゃないかなというふうに思っております。しかしながら、やはり高齢者の方等が一番利用されますので、年金で生活されている方等を考えれば、なるべく安くするほうがベストだとは思っております。ただ、この金額設定につきましては、交通協議会等でも協議して承認をいただくような金額になりますので、そういったところも含めて、そしてこれからの利用者をもう少し増やして、皆さんが利用しやすい体系ということで、いろんなことも総合的に考えながら検討させていただければと思います。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） この賢木のほう、勝立線のほうが定期バスが廃止されて、今現在は乗合タクシーはどこまで行っておりますか、先ですけど。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 庄山のバス停までは今行っております。そこで乗り継ぎと、西鉄となっています。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） それは向こうのバスの時間に合わせて行っているということですか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） そのようにできたが一番いいんですが、乗合タクシーの場合が町内を毎回ルートが変わってくるというところで、目指すところはそこなんですけど、必ずしもそうはならないという場合もあります。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） できるだけ相手のバスの時間と合わせて行ってもらわないと、いつまでも待たせるわけにもいかないし、またその降りたところには何もありませんよね。雨宿りするところとかもないですよね。その間、時間的にあったら、大変困られると思います。そのへんはできるだけバスの時間と合わせて向こうに行かれるような状況をつくってもらいたいと思います。

それと、バスの、先ほどから言いますように、この300円に対して安いか高いかは、町のほうの判断じゃなくて、やっぱり住民の声を聞いて、利用される方の声を聞いて、それで高いか安いかは判断されるべきではないかと思います。どうしてもそれが100円、200円安くしたからといって、町の財政が特にどうこうなるとか、そういった何千万とか何億とか桁が全然違いますから、そこらへんは200円にしても、半額にしても、ゼロとはいきませんが、この300円を500円のワンコイン内ぐらいでされる、今300円ですから、200円にしたら400円ですよ。往復400円で100円おつりが来る、500円出しても100円おつりが来る、そういった状況をしていかないと、ただ周りも近隣の市町村が300円だから、それに合わせているじゃなくて、南関町が逆に100円だ、無料だ、そうすればほかの近隣の市町村も逆に真似してくるんじゃないかと思います。そういったのは町が逆に、南関町がそういったのを見本となってしていただきたいと思います。

それと、広域的な乗合バスの運行、これを荒尾市さんとか大牟田市さん、まして玉名市さんとか、病院関係が多いんですよ、利用される方がですね。市立病院とかですね。そういった状況が連携して、荒尾市さんもあるかと思います、乗合タクシー、そういったところと連携してされたら、もっと利用があるんじゃないか、そういった状況をつくっていただきたいと思いますけど、いかがですか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 今、杉村議員が言われたことは重要なことだと感じているところです。実際、近隣で乗合タクシーを運行しているところが、荒尾市は区間限定なんですね。平井校区と麓校区というところで乗合を運行されています。平井校区との乗り継ぎで、荒尾のショッピングセンター、そのへんまで行くことは可能というところで、そのへんでは今も大いに連携していこうというところで話しているところです。

それと、最近計画、始められるというのが和水町も今されています。そういったところで、今後、十分協議をしながら、そのへんの連携は図っていきたいと考えているところです。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 和水町さんもそういったのつくられれば、特に南関のほうの状況をお知らせして、こうやっていますよということをして、連携しましょうということで相手方のほうに、和水町さんまのほうに行って、できればもう同じ隣同士ですから、南関が3時に来たら、向こうは3時にちょうど来ると。連携してされれば、もっと利用の価値観が上がるかと思います。せっかく利用しているんだから、広範囲で、もう有明地域で、もう南関町の近隣全部と連携されたら、もっとバスよりも便利なんだ。ドア to ドアですから、本当便利なんですよね、この制度的にですね。利用者をもっと増やす、そういった工夫をしていってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 先ほども言いましたが、そのへんについては本当に連携をして、大いに利用を図っていくということが重要になってくるかと思います。ただ、乗合の場合がバスが運行している路線は今走れないという条件もありますので、そのへんのクリアすべきところもありますので、そのへんを先ほど町長も答弁ありましたが、全体的な交通網の見直しというところも視野に入れて進めていきたいと考えているところです。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） ぜひこのへんは重要な対策の一つだと思いますので、高齢者の方にとっては非常にいい、便利な乗合タクシーと思います。買い物するにしてもいいし、また病院通いされるのにもいいし、また免許を返納された方に対しては半額ですか、半年間の無料ですか、そういった制度を十分活用されるように、もっともっとアピールして、広報なんかにもずっと載せていかないと、なかなか利用者も増えてこないと思います。できるだけ利用されて、また料金も安くして、また増便もされてということになれば、非常に南関町はわあ良い町だと言われるように頑張っていってもらわないと、なかなかただ何人利用されているから、それだけでいいんだというんじゃなくて、逆に南関町はこうしていますから、どうですかというアピールを、南関町は下手なんですよね、ほかの町に対してもアピールするのがですね。そこらへんをもっとうまく南関町のほうで動いて、積極的にこういった南関町はしているんだ、このことだけじゃないですよ。全体、観光面も一緒、ちょっと幅広い、質問に対して広くなりますけど、観光面に対しても、いろんな面でも何か町はこういったことをしているんですよ、こういったことがありますよと、特産品は何がありますよ。特産品のほうは皆さん近隣の方も御存じだと思いますけど、そういった情報の発信が南関町は前から下手くそなところがあります、ほかの町からすればですね。そういったのをもう少しもっとうまく情報発信をしていってもつ

たらと思います。

先ほどから申していますように、300円の料金の話については、今後どのように考えられますか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 300円の料金につきましては、将来、交通体系、いろんな路線バス等の路線も廃止して、そういったところの乗合タクシーの区間を広げる、あるいは近隣市町とのその連携を含めたところでは、改訂というかそういったことを考えていきますが、今のところ、交通協議会の中でもそういった制限がありますので、うちが一方的にその金額を下げるというわけにはいきませんので、全体的なこれからの構想を含めて検討していきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） ぜひ、協議会協議会と言われますけど、協議会の年何回やっていますか、その協議会は。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 不定期なんですけど、1回ないし2回というところですよ。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 年に4、5回するような、そんな会を動かして行って、1、2回では少ないと思うんですよ。なかなか進捗しないと思うんですよ。もっと協議会のほうで話を、回数を増やして、路線バスの関係も今まで随分と時間がかかったですよ。そういったのもスピードアップしていかないと、なかなか前へ話が進まない、そういった状況がありますから、こちらから提案されてはいかがですか。もうちょっと回数を増やして、話しましょうと。ほかのところが入っていらっしやったら、そういったところに話を持って行って、もうちょっと回数を増やして、もっと早くスピーディーに進めていきたいと思いますという話はできないでしょうか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 交通協議会といいますのが、やっぱりあらゆるそのバス事業者であるとか、タクシー事業者、陸運、そのあたりが入っていますので、なかなか度々という協議は厳しいのかなという気はします。ですので、必要に応じてということで今は開催しております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 相手の陸運局とか、そういったのは分かります。でも、向こうも、ああもうこの1、2回でいいんだと思われたら誰も、こちらから提案してみてください。それで、1回でも回数が増えれば、もっと話は早く進んできますか

ら。路線バスの関係も、今まで随分と時間がかかって、これだけ乗合タクシーのほうやと運行できるように、試運転から本格稼働になってきましたので、もっともっと充実して乗合タクシーの、利用者にとって本当に便利な乗合タクシーということで、南関町もしっかりとしていてもらいたいと思います。

3番目の小原上長田線に限らず、防犯灯、これが町で設置されている分と区で設置されている分がありますね。これの小学校のほうの通学路も、朝は集団で登校されるからいいんですけど、帰りはやっぱり冬場だと暗くなる場合もあります。散歩されている方も結構見受けます。そういった方々に対しても、南関町が空き家が増えて、防犯上、こういった空き家対策としても、街灯が非常に少ないから暗いと、南関町は暗いと言われることを、よそから来た方からよく聞きます。そういった、ああここに防犯灯があつたらいいんじゃないかということ、自分たちも通っているから分かるんですね。でも、なかなか設置できない。そういったところには町からどうにか設置はできないものか、いかがでしょうか。区からじゃなくてですね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 今議員がおっしゃったように、区ではないということでございますが、町には南関町防犯灯設置補助金交付要綱というものがございまして、その第1条には各行政区が設置する防犯灯の補助に対して定めております。ですから、元の起りは行政区が設置するから補助金をいただきたいというふうな流れでございます。そのほか、教育上とか、通学とか道路安全上とかになりますと、その所管のほうで検討されるものかというふうには思っております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 通学路としては町が設置されますよね。いかがですか。

○議長（酒見 喬君） 通学路の設置についてはどうですか。建設課長。

○建設課長（古澤 平君） ちょっと質問の意味がよく、通学路については町で設置といたしますよりも、通学路で暗い部分について設置要望があつた場合に町のほうで検討するというふうなところでよろしゅうございますでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） この要望が町で確認はできないんですか。区としては、別に困らないんですよ。通学のために、子どもさんたちが困るから、設置はできないのかなど。その道路が通学路であつた場合に、その要望は区から出さなくちゃいけないということですよ。それを町から、区長さんじゃなくても、その区から出さなくても、町が。だから、先ほど申しましたように、夜に町から確認して、ああここは暗いんだと、通学路として暗いんだと、ここには必要なんだというときには、町からお願いすることも必要じゃないんですか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 基本的に、道路及び通学路につきまして、例えばこれは建設課の話でございますけど、建設課からあえて防犯灯を設置するというところは、今のところございません。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 建設課からじゃなくて、町としてそういった状況が見受けられた場合に、課じゃなくて、町としてそういった状況を把握して、ああここには必要じゃないかということを確認されて、そういったところには町から、区からじゃなくて町から、ここには設置が必要なんだと言われるところには設置は可能かということです。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 先ほど冒頭に町長のほうから説明がございましたけど、歩道と横断歩道等、それから横断する場合に危険があると思われる場合には、設置したほうが良いというふうなところの、これは要綱といたしますか、町で定めた要綱等はございませんけれども、一般的にそういう、例えば暗い部分で特に交差点部とか横断歩道部で、そこに設置したほうが良いというふうな基準等はございます。ただ、町が道路を新設したり、県が県道を新設するにあたり、そういうふうな基準にしたい合うところであれば、設置している部分もございます。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 先ほど私のほうがお答えした中であつたんですが、いわゆる通学路の安全対策推進協議会、この推進会議の中で、今おっしゃりたいところと合うのじゃないかというのが、各学校あるいは学校からの要望、そしてPTAを中心とした保護者のほうの代表が各学校と一緒にあって、町に対する危険箇所点検の結果をもとに要望書を出してもらうようになっています。それらも交通安全推進会議のときの資料になるわけですね。それらから優先順位を付けて、さっきおっしゃったその上長田線はもう当然入っているわけですがけれども、夕方の暗い時間に下校しなければならぬというようなどは、やっぱり優先順位の中に出てきているわけです。その中で設置をここはできるのかできんのかは、県道かあるいは町道かによって、どちらが造るかというのもまた事業主体になっていきますけれども、プログラムに計上されたものについては、順位を付けて実施がされると。しかし、今のところ、不十分な結果が御指摘のようにあるというのが現状じゃないかと思えます。以上です。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 一度歩いてみてください。現場を、非常に車で通っても、

車はライトを着けているから分かるんですよ。実際、歩いて確認すれば、その距離と距離との間、暗いんですよ。今、また山が荒廃していますから、イノシシなんか出てくる場合があるかと思います。非常に危険ですよ、あの道は竹なんかが多いからですね。そこらへんは町として、協議会とかあるかもしれませんが、夜見られて、そこらへんを歩いて、ああここは危ないんだというのと、昼見られて、全然違うんですよ、夜と昼は、もう暗くなったら、そういった状況を確認されるのが町じゃないんですか。いかがですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 教育長から申しておりますとおり、交通安全プログラムというのがありますので、そういった各種団体も含めて、そういった対応を図りますので、そういった中でも昼の調査だけじゃなくて、夜も含めて、そういったことを実施させていただければと思います。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） その言葉を聞きたかったんですよ。実際、本当、昼間に確認して、ああここは大丈夫だと思われるのと、夜、実際歩いて見られて、ああここは危ないんだと思われるような判断をされないと、非常に危ない。夜と昼は全然違いますからね、昼の安全だった道が、夜になれば、暗くなれば非常に危ない、そういった状況ができます。だから、予防のために早め早めに対策をとったらいかがかなと私は思うんですよ。何でも防犯でそんなに何千万とかかるような事業じゃありませんから、そういったのに金も使っていないと、何千万の事業にばかり金を使ってもできません。小さなことからでも目配りをしていってもらいたいと思います。

それともう一つ、高齢者と一人親世帯の件ですけど、こちらのほうは非常に今、先ほども言いましたように、一人親世帯が14.3%ですかね、507世帯。一人暮らしですか。これも増えているかと思います。だんだんと高齢者であって、御夫婦であって、そしてまた一人になられるというのがだんだんと増えてきております。また、非常に65歳以上の方もまだまだ増えてくるんですよ。そういった防犯対策としても街灯の設置、そういったのを要望したいと思っております。また、ぜひ急いで取り組んでいって、この協議会があれば、そういった中でもこういった意見があるんだということを入れていってもらいたいと思いますので、ぜひそこらへんは強くお願いしたいと思います。

それと、高齢者とか一人親世帯に対しての制度的にどんなのがあるかとお聞きいたしましたけど、こういったのだけではなく、また新たにだんだん増えてきておりますから、新たな制度的にも考えていって、十分な対策をしていってもらいたいと

と思いますが、そちらの執行部のほうから、こんなのが新しく考えていますよというのがあれば紹介していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 今現在で、特に新しい事業というのは考えているというか、予定はしていないところですが、今ある緊急通報装置の設置事業だったり、そういった中身の周知を図っていかねばならないと、思っているところがございます。高齢者のおむつ、要介護3以上の方の在宅の方におむつの助成等がまたあるんですけれども、それは福祉のほうであるんですけど、そういうのも先般、広報紙に久しぶりに広報いたしましたら、やっぱり気付かれて、申請が出てくるというようなことございました。そういった、先ほど議員が言われました、きめ細やかなというのが住民の方に少しでも伝わっていく、今ある制度を伝わっていくようなところをまず徹底して行いたいなどは思っております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） ぜひ一人暮らしの方とか、やっぱり非常に困られるときがあるかと思えます。病気したりとか、そういった見守りも、緊急通報装置とかありますけど、やっぱり近所の方が声を掛けられるような状況をつくっていかないと、本当各、南関町を見ていると、一人で生活されている方、また男親で生活されている、奥さんが亡くなられた一人で生活しているといった状況もよく見かけます。非常にちょっと困られているんじゃないかということがありますので、町のほうからでも、社協からでも、回って行って、非常に確認じゃありませんよ。確認じゃありませんけど、その方がどんなことを思われているのかというのも町から直接伺っても、ヘルパーとかもおりますけど、そういったのから声を吸い上げて、十分な対策をとっていただきたいと思います。本当、つい最近のことです。この南関町において、盗難とか空き巣、そういった被害が、先ほどもちょっと被害に遭われたという話も聞きましたけど、私も別件でこのまだ1カ月もないです。南関町でそういった被害が出るのは、やっぱり空き家が増えた、空き家の窓ガラスを玄関を割って入っている状況でした。これもやっぱり近くに誰もいない空き家だからといって、玄関を割って侵入しているという状況だったんですよ。だから、南関町が安全だとはいえない状況になってきております。非常に危惧するところです。これが南関町が安心・安全な町だと言えるような、町長もうたわれているかと思えますけど、住みよい、南関町が非常にもっと住みよい南関町にということですから、そういった面、防犯面もしっかりと対策をしていただきたいと思います。

それと、身障者の、高齢者世帯もそうなんですけど、身障者関係でもありますように、インフルエンザの助成金、補助に対して、高齢者の方はあるかと思うんです

けど、身障者の方に対してはありますか。これは高齢者に対しての関連です。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 町で行っておりますインフルエンザの予防接種の助成ですけれども、中学生まで子どもインフルエンザの助成と、それから65歳以上の高齢者の助成がございます。高齢者のインフルエンザのほうで、心臓、腎臓、呼吸器系などに障がいをもつ1級程度の方につきましては、60歳以上の方、64歳までの方も対象になるようですが、障がい者の方というものではございません。助成事業としては、無いということになります。

○議長（酒見 喬君） もうしばらくかかりますか。もうすぐ終わりますか。

○5番議員（杉村博明君） もう少しかかります。

○議長（酒見 喬君） 5番議員、どうぞ。

○5番議員（杉村博明君） このインフルエンザの補助、これも高齢者の方は十分、本当身体が弱ったりすれば、肺炎をおこしたり、そういったのに合併症とかなるかと思えます。非常にインフルエンザは危ない状況になるかと思えます。

それと、身体障がい者の方のほうの補助がないということですので、そちらのほうも町として考えていってもらえないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） これまで障がいがある方に対してのインフルエンザ等の補助がないということですので、障がいの度合いといいますか、いろいろ障がいの内容は違うかもしれませんが、高齢とかいろんなそういった条件の中でも出しているということであれば、障がいがある方に対しても検討する、そういった必要はあるかなと思います。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） ぜひ、高齢者の方々等の、同じく考えていってもらって、障がい者の方の、先ほど言われましたように、その障がいに応じてインフルエンザの補助、そういったのもぜひ考えていってほしいと思いますので、よろしくお願ひします。

まとめます。私のほうから3点しましたけど、高齢者、一人親世帯の安心・安全、支援についてということですけど、南関町のほうもいろんな制度的にもあります。でも、まだまだこれからも高齢者の方が増えてきます。また、人口も減少してきます。こういった方々の安心・安全で住めるような南関町を目指していきたいと思っておりますので、ぜひ執行部も議会のほうも考えはもう同じかと思っておりますので、ぜひ、何しろスピードアップです。何をしても、スピードが遅い、そういった状況でありますから、執行部のほうもぜひスピード感をもって取り組んでいってほしい

たいと思います。よろしく申し上げます。

それと2点目、乗合タクシーの現状と課題についてということで質問しましたが、近隣の和木町も今後できてくるかというお話だったんですけど、こういった広域的連携もぜひ必要ですので、この広域連携を図って、もっと便利に、もっと安く、利用者がもっと増えるように努力していってもらいたいと思います。また300円にこだわりますが、ワンコインでもぜひ行けるような、250円でも500円で往復できますから、そういった状況をぜひ早く実現していってもらいたいと思います。また、便数も、できれば利用者が増えれば、便数も増えるかと思えます。そういった状況をぜひつくっていってもらえれば、もっとも利用者が増えてくるんじゃないかと思えます。

あと、防犯灯設置ですけど、こういった状況も何回も、今回だけじゃありません。もう前からこの通学道路に関しまして、何回か質問を、小原上長田線はしております。竹の生い被ったところの状況も、私だけでなく、質問されております、今までですね。そういった状況もありますけど、毎年毎年、竹は植わるから、毎年、上から生い被ってくるんですよね。また、電線にも引っかかっております。その状況をそのまま、いつまでもそのまま来ております。そういったのは、ぜひ早め早めに、職員が通られていると思えますから、そういった状況は、前言われたでしょう。道路の確認されるときに、建設課あたりに話を、そういった状況を見たら報告していくという話を聞きましたよね。でも、そういった状況をもっと多くして、ぜひその竹とか、もう撤去しないと危ないですね。また、笹も溜まって、あそこは上り坂、下り坂ありますから、竹の笹があったら滑ります。大変危険です。また、防犯灯に関しましては、そういった生い被った状況が見受けられます。ぜひ夜間、1回確認してください。ぜひお願いしたいと思えます。

私のほうから、高齢者の安心・安全、また乗合タクシー料金のもっと安くということをお願いし、要望、それと防犯灯の設置、こういった状況をもっと執行部のほうが確認をしないと、こちらの議会から言われる前に、議員から指摘される前に、その状況を確認する必要があるんじゃないか、また他の協議会あたりに任せるんじゃないかと、町のほうが積極的に夜間でも通ってから、そこだけの問題じゃないと思うんですよ。坂下、賢木、大原、南関、いろんなどころがあります。そういった状況の確認もぜひ行っていってもらいたいと思えます。

私のほうから、この3点につきまして、質問を終わりたいと思えます。

○議長（酒見 喬君） 以上で、5番議員の一般質問は終了しました。

ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後 3 時 4 4 分

再開 午後 3 時 5 2 分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

8 番議員の質問を許します。8 番議員。

○8 番議員（打越潤一君） こんにちは。8 番議員の打越です。

第 17 期議員になって 1 回目の質問です。よろしくお願いします。

今回も、前回に引き続き、健康で安心・安全な地域づくりをキャッチフレーズに掲げ、今回の選挙戦に臨み、お陰様で当選の榮譽を受けました。責任の重さを痛感しているところでございます。

県議会も 30 年度当初予算の審議中ですので、県道関係のお尋ねもしたいと思います。財政絡み、熊本地震等で玉名管内の工事が思うように進んでいないと感じております。隣の和木町もやっと交通安全施設の着工が始まったようです。

質問事項 1 番としまして、健康で安心・安全な地域づくりについて、質問の要旨、県道大牟田植木線、玉名八女線の交通安全施設の進捗状況について、優先順位はどうかということです。

次に、高齢化に伴う県道・町道の雑木、竹等の法面对策をどうするのか。

3 番目としまして、今行われている各地域を拠点とした健康づくり参加者増の推進対策はどうあるべきか。

質問事項 2 としまして、農業振興について、質問の要旨、後継者が育つ集落営農を進めるために、水田暗渠対策の課題はどうかクリアすべきかをお尋ねしたいと思います。

あとの質問は自席において行います。

○議長（酒見 喬君） 8 番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 8 番、打越潤一議員の一般質問にお答えいたします。

まず、健康で安心・安全な地域づくりについての県道大牟田植木線、玉名八女線の交通安全施設の進捗状況について、優先順位はどうかについてお答えいたします。

県道大牟田植木線、玉名八女線の交通安全施設の進捗状況につきましては、昨年 3 月議会定例会においてお答えいたしました内容から、さほど進捗がございませんが、県道大牟田植木線の町道米田大場線の取付部付近につきましては、町道米田鬼王線との交差点部で整備した続きから、米田大場線の入口付近まで約 140 メートルを今年度発注するとのこととございました。

また、玉名八女線につきましては、今年度まで用地の確定作業が終わり、来年度より用地買収に入るとのことです。優先順位につきましても、歩道用地の建物の解

体や歩道用地の取得の進捗により、その優先順位を決めていくということで聞いております。

次に、高齢化に伴う県道・町道の雑木、竹等の法面管理対策をどうするかにつきましては、昨年の9月議会定例会で質問された、町内道路の交通安全対策についての中でお答えした内容と重複する部分がありますが、県道につきましては県に要望を行い、県の予算の範囲の中で処理を行っていただきたいと考えておりますし、町道につきましては、先ほど杉村議員の質問にもございました、通学路等、特にこれからいろんな調査も必要であると思っておりますけれども、できますならば、町道等環境整備補助金を利用していただき、それぞれの地区での対応もお願いできればと考えております。

次に、今行われている各地域を拠点とした健康づくり参加者増の推進対策はどうあるべきかにつきましてお答えいたします。御質問は、各地区の集会所で行っています介護予防教室のことだと思っておりますが、この事業は町としましても積極的に推進していくために、平成23年度から元気づくりシステムを取り入れました。その結果、平成23年度に22教室だったものが、平成28年度は47教室となり、当然、参加者の人数も増えまして、延べで2万4,000人、65歳以上の実参加者も550人を超え、町内、特に高齢者の健康づくり、介護予防だけでなく、地域の支え合いにもつながる事業になっていると思っております。今後は、現在行われていない集会所に教室をつくっていただけるように働きかけを続けていかなければならないと思っておりますし、集会所がない地区につきましては、各校区に拠点コースを設けていますので、参加促進を図ってまいります。また、各教室への参加者につきましては、継続と広がりが必要だということで、現在もいろいろな機会でも介護予防、元気づくりシステムのことは話しておりますし、地域包括センターでの相談対応や訪問時などにも教室への参加を促しているところでございます。今後も継続して介護予防リーダーの育成を図りながら、今以上に町及び委託先から地域へ働きかけ、現在も行っています広報なんかんを活用した元気クラブ活動紹介、周知等に努めながら、地域の通いの場となるようなものにしていくことで、参加者の増加につなげていきたいというふうに思っております。

最後の後継者が育つ集落営農を進めるために、水田暗渠対策の課題をどうクリアすべきかとお尋ねにお答えいたします。集落営農につきましては、現在、米田地区が組織設立に向けて話し合いをされておりますし、新たに圃場整備に取り組む南関地区や賢木、四ツ原地区においても集落営農を設立する動きや、担い手に農地を集積する動きも出てきているところでございます。このような中、かなり以前に圃場整備した水田においては、水はけが悪くなってきている箇所も見られますことか

ら、現在、町においては水田の暗渠排水事業に補助を行っております。また、圃場整備済みの水田においては、条件によっては国の補助もございますので、有効に活用いただき、より良い条件で耕作していただければと思います。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。また、詳細につきましては担当課長よりお答えします。

○議長（酒見 喬君） 8番議員。

○8番議員（打越潤一君） 今、町長のほうから答弁いただきましたが、私も県道大牟田線につきましては、平成29年3月に一般質問したと、今ここにいろいろしております。平成27年12月の玉名八女線につきましては、質問したところなので、同じような質問をしておるのは、なかなかその前のほうの席で申し上げましたように、地震等とか、あるいは大雨等とかによりまして、ほかのところに金が行っているから、こっちの玉名管内のほうにはちょっと金が回ってこないのかなというような形で、同じような質問です。町道とかのすり合わせといいますか、米田大場線のことなんですけど、そこあたりも時期というか、時間が来年来年というような形で、ちょっと時間が延びているというか、遅れているというような気がします。先ほどの理由によると思いますが、今回は今、県議会の議会中でございますけども、大牟田植木線は今の処分場入口のところから米田大場線がもう優先順位としては1番の候補に挙がっているということでよろしいとですかね。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 先ほど町長のほうから答弁がありましたように、米田鬼王線の県道との三叉路で歩道を整備しております部分から米田大場線の入口まで、ちょうど出口のところの杉の木がものすごく邪魔になって出にくいということでございましたので、その部分につきましては今年度中に発注を行って、事業は繰越事業になるかと思えます。

○議長（酒見 喬君） 8番議員。

○8番議員（打越潤一君） 30年度予算に繰り越してやるとなると、また1年遅くなるわけですね。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 発注を行いますので、工事にはすぐ取り掛かります。29年度予算で、29年度中に発注を行い、ただしもう期間がございませんので、残り繰り越しという形になるかと思えます。

○議長（酒見 喬君） 8番議員。

○8番議員（打越潤一君） はい、分かりました。私がちょっともう何しろ、先々送りですので、ちょっと早合点いたしまして、また30年度だから1年遅れるものかな

という早合点をいたしました。ありがとうございます。29年度発注で、30年度着工というようなことでございます。この分についてはわかりました。

それとあと、個人名を出して言いますけど、金型プラザの前付近の用地買収は終わったのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 用地買収の進捗につきましては、以前お答えして、約8割程度ということでお答えしておりましたけど、金型プラザの前ですね。部分については、だいたい用地買収は済んでいるかと思えますけれども。

○議長（酒見 喬君） 8番議員。

○8番議員（打越潤一君） ちょっと場所の特定ができかねない。一応こっちに、南関町に在宅ではないものですから、ちょっと今空き家になっているところのお尋ねなんですけど、用地買収が済んでいるようであれば、それでいいんでしょうけど、なかなかこっちのほうには今住んでいらっしやらないものですから、そこらあたりが私のほうも確認がちょっとしかねますものですから、県のほうに問い合わせさせていただいて、そういうことであれば安心しているところです。

それとあと、山水苑入口の問題の建物の移転等が、もう大分前お聞きしていたときから見ると、大分もう日数も経っておりますので、用地買収が済んで、本当にもう金銭まで売れ取りが済んだのか、あるいはちょっと地権者のほうでその場所をまた移転先を考えておるのか、そこらあたりが分かりませんが、そこらあたりの情報が分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 前回もお答えいたしましたけれども、一応用地買収と建物保証の契約のほうは完了しております。ただ、まだ建物が、御存じのとおり、建っております。移転先を探されているということで、まだそこがはっきりしていないということでございました。

○議長（酒見 喬君） 8番議員。

○8番議員（打越潤一君） ありがとうございます。

これで大牟田植木線につきましては、今、北の辺田の橋が今月の、3月26日までたつたですかね、工期があるようでございますので、あとは今おっしゃった分で30年度の工事はして、またその続きの分あたりがまた翌年度工事になっていくものかと思えますけど、今回の町の予算が今、骨格予算ですので、今、建設課長がおっしゃいましたのは、この杉がある県道と町のちょうど取付部分ですたいね。そこあたりの分が橋のところまで行くのか、あるいは行かないのか、今度は骨格予算で6月に肉付けするということでございますので、ちょっと今のこの予算を見た状

況では分かりませんものですから、そこらあたりが町長にお尋ね、よかですか、建設課長で、そこらあたりをちょっとお願いしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 議員が今おっしゃいました北の辺田橋の部分と、それから米田大場線に架かる橋の件と質問は2つあったかと思うんですけど、まず北の辺田橋の歩道の工事につきましては、29年度中に一応下部工は終わると、今年度またその続きとして、これは予算は29年度予算になりますけれども、歩道橋の上部工、これを発注し、橋からからあげ亭に向かって24メートル、それから反対側のほうに向かって131メートルを、これも発注予定というふうに聞いております。今年度中に発注し、先ほども言いましたように、契約を行った後に工事は30年度に繰り越すような形で行われる計画でございます。

それから、もう一つ、米田大場線の県道から橋の部分までの工事をどうだろうかということでございますけれども、一応30年度に橋の下部工の工事をまず行いたいというふうに考えております。それから、下部工が終わりまして、その後、上部工を行って、道路の改良を行うという計画でございます。予算につきましては、29年度の予算を30年度に繰り越して、一応施工する予定でございます。

○議長（酒見 喬君） 8番議員。

○8番議員（打越潤一君） ありがとうございます。

あと、一番最初の米田との契約では、ちょうど米田大場線の杉山の反対のほうも一応施設を作って、下のU字溝のところまで流すというようなことで話ができて、私たちが一番危惧しているのが、一番あそこは最初にするというように、地元では順番的に期待しとったんですけど、それがやっぱり来年度、再来年度ぐらいいまで上がってこないのかなというような、ちょっと優先順位からすると、そこらあたりの分が継続的に行われるとは思いますが、そこらあたりの分も次年度ですかね、31年度か、そこらあたりについては県のほうに強く要望していただいとってもらいたいと思います。あそこの県道の排水を造って、下のU字溝まで流すというようなことがなかなかそこまでいきませんので、31年度以降になります、そこはまたそこで質問したいと思いますけど、ありがとうございます、この分につきましては。

玉名八女線が平成27年12月と29年3月にまた一般質問で取り上げておるんですけど、ゴルフ場の入口の付近がもう電柱のところは泥が取ってありまして、あと泥が少しカーブのところちょっと残ってるわけなんですよね。あのことについても何か一応町長にもお願いしているんですけど、なかなかあそこが進まない理由は何でしょうかね。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 砂採りで取ってある部分で、カーブのところ少し山状に残っている部分ですかね。一応あの部分につきましては、用地が県の用地だということで、その部分について、県のほうに撤去をお願いした経緯がございます。ただ、県では今のところ、そこを撤去するつもりはないという回答でしたが、県のほうから、砂採りの業者さんのほうに話をされたような経緯を聞いてはおります。ただ、業者さんのほうも自分のところからどける必要はないというふうなところで、今のようになっているということを聞いております。

○議長（酒見 喬君） 8番議員。

○8番議員（打越潤一君） ちょうどあそこが、玉名方面から来るのにも、カーブの付近でゴルフ場の入口のところにも、南関のほうから玉名方面に行くカーブの分とちょうど出くわすというようなことで、本当危険なところだと思います。金額的にはそんな泥が除けるだけだと思いますので、白間山開発の会議の中でも、あそこは何回となく出まして、もうあとは泥を除けるだけだけんが、そがんかからんと思いますけど、何かお互いに業者さんと県とが譲り合っているような状況で、なかなかあそこももう大分日数も経っておりますので、やっぱりどうかかしていただかないと、引き合いに出すのが、事故が起こってからでは遅いというようなことで、すぐ引き合いには出すんですけど、本当もうあと少しですので、お互いに譲り合っておっちゃできないですから、やっぱり県のほうに、県の用地だから県で除けていただくというようなことで、玉名境との道路の法線関係もあるから、やっぱりなかなか取りかかれないでおられるんでしょうけども、そこらあたりは町長、よろしくお願ひしたいと思いますが、どんなでしょうか、よろしくまた県のほうにも。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 町としても要望はしているところでございますが、県の用地ということで、町が工事をすることにはもちろんなりませんし、県としては何らかの思惑があるんじゃないかなというふうには思います。要望を上げているにも関わらず、しないということではすね。ですので、確かにあそこが残っているから安全性の問題があるということではいわれますけれども、逆にあれがなくなると、そこを飛ばしたりして、道路改良ができていないこと安全性の問題とかもあるかもしれませんので、そういったところが総合的に県がどう考えているのかというのも、ちょっとまた建設課を通して、いろんな話をさせていただければと思います。

○議長（酒見 喬君） 8番議員。

○8番議員（打越潤一君） カーブだけん飛ばし過ぎるとか、そのようなことはないと思いますが、見通しの面でやっぱりゴルフ場の入口の分で、見えないから、あれ

ば取ってしまえば、恐らく玉名のほうからの右折車については、早く見通しがあれば気付くというようなことで、事故等を考えれば大分少なくなるんじゃないかなろうかと思えます。再度、要望をお願いしたいと思えます。

それとあと、今度は八田と鬼王線の入口ぐらまで、約2.7キロぐらあるというようなお話ですけど、そこらあたりの用地買収の進捗率はどんなですか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 玉名八女線の歩道の整備につきましては、これも26年度から事業着手はされております。27年7月に地元に対して事業の説明会を開催し、ただ28年度が、先ほど議員も言われましたように、地震のためということで、進捗が遅れております。28年度から29年度、今年度にかけて、一応用地の確定を行っております。平成30年度より用地買収に入る予定ということで聞いております。

○議長（酒見 喬君） 8番議員。

○8番議員（打越潤一君） ありがとうございます。

これでだいたいお尋ねするところは、1番目につきましては終わりました。

次が、高齢化に伴う県道・町道の雑木、竹等の法面对策をどうするのかというようなことでお尋ねしたいと思います。この分については、先ほど杉村議員のほうからも、小原上長田線についてはお尋ねがあったようですが、県と町もそうなんですけど、県あたりは道路の路側帯というんですかね、そこから約1メートルか1メートル50、法面のほうが草刈機でこうこうして切って、1メートルか2メートルぐらですかね、切っていただくのが。その残りがほとんどこれもやっぱり財政的な面で恐らく下まで切ったら、とてつもなく費用がかかるというようなことで、なかなか踏み切れないんでしょうけども、個人個人でその隣接する土地を切るとしても、やっぱり高齢にだんだんなっていきますので、その守備範囲といいますか、そこが恐らく年を重ねるごとに少なくなっていくというようなことで、やっぱり町に対しても、あるいは県に対しても、区長さん等を通じて、大分、県にも強くおっしゃっておられますけど、なかなか解決しない状況です。それで、前回ですかね、北の辺田の入口のところを、質問してすぐ対応していて、かずら等はすぐ切っていて、区長さんのほうから、あとかずらとか竹等が残っているから、地元の役員さんで切ってもらえないでしょうかというようなお話をしたところですが、私も出てきますというようなことで。しかし、なかなか各区もおいそれとなかなか、いっぺんはやっぱりしゃんむり切らんと、その環境あたりが良くはならんですもんね。だけん、やっぱり共同で、個人で切るのは大変ですので、共同でやっぱり役員さんあたりが出てもらって、切らなければいけないのかなと、そのような感じもし

ているところです。だから、私の坂下あたりは、企業あたりの通勤者もおられますので、ボランティアあたりも募ってすれば、少しぐらい人が集まるのかなという感じがしますが、それとあと、その法面対策あたりでそれぞれの地域あたりも含めて。ワークショップといいますか、そこらあたりを解消するにはどうしたらいいかなというようなことで、町の職員あたりもそれぞれにいらっしゃることだし、そこらあたりもどがつかせんと、やっぱり前に進んでいけないので、お互いに言い合いっこじゃできませんので、やっぱり一歩進んで共同で、その地域の雑木、竹等の法面対策をどうするかということも、やっぱりもう区長会は終わったんでしょうから、次の区長会にでも、そこらあたりの分は諮っていただいて、やっぱり共同であれば何とかなるかなと思ひもします。でないと、やっぱり毎回毎回同じようなことの繰り返しでは、竹あたりも下を切っても上から倒れてくるものですから、そうするとやっぱり雑木あたりは年々大きくなりますし、今度の選挙あたりでも回ってみますと、町道あたりも枝等が大分出ておりました。はねのけ、はねのけて行かなんというようなことでございましたので、そこらあたりは一歩進んで、共同でやっぱりどがつか、地域地域づくりを考えていくようにしていかなければ、毎回毎回同じような、私も質問しておりますので、そこらあたりを町のほうで開催するべきではないかと思いますが、そこらあたりは、町長にお尋ねした方がいいかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） ありがとうございます。

それぞれの地域でそういった共同というか、一緒に合同でする共同もでしょうけど、協働のまちづくりということで、私もいつもお話しておりますけれども、そういった素晴らしい動きをお考えということであれば、下坂下の出身であられる打越議員がリーダーシップをとられて、役場の職員ももちろんそれは参加すると思ひますので、そういった中で皆さん集まっただいて、どういったことで進めるかということでも話していく機会も、行政がやるだけじゃなくて、議員がその地域でリーダーシップをとってやるのも協働のまちづくりだと思ひますので、ぜひ行政だけ、区長だけに頼らず、やっぱりそういった思いをお持ちの方がぜひ積極的にやっただければと思ひます。町ももちろん協力します。

○議長（酒見 喬君） 8番議員。

○8番議員（打越潤一君） まず、手始めに今度、北の辺田の入口付近は、そのような形できるように日程調整あたりをしております。そのような形でみんな一遍にしようというようなことじゃなくて、そのことからほかのところに広げていかんと、なかなか高齢者等になっていくと、先ほども言いましたように、なかなか難しいと思

いますので、私も含めましてやっていきたいと思います。だから、町のほうも職員さんたちがいらっしゃるから、そこらあたりの分の出前講座じゃないですけど、そういうのを通してでも、まちづくりというか、そこらあたりをどんなしていくかという、そこらあたりの南関町から、今度、バンブーエナジーが開業ができるでしょうから、そこらあたりに木あたり、あるいは竹あたりを切った分は持っていくと燃やされるという、そこらあたりの分がありますので、ちょうどタイミング的には一番いい頃じゃなかろうかと思いますが、そこらあたりはどんなでしょうか、町長。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 先ほどもお答えしましたけれども、やはりそれぞれの地域には課題があると思いますけれども、町がやるべきところ、地域でやっぱり協働のまちづくりで御協力いただくところ、それには町の職員も恐らく出ていくことになると思いますので、そういったそれぞれの地域でできることは少しずつ取り組んでいただけだと思います。何回も言いますが、町は職員もそういったところにはそれぞれの地域に出ていただくということで、そういった話はしていきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 8番議員。

○8番議員（打越潤一君） ありがとうございます。

前向きにやっぱり取り組んでいかないと、なかなか進まないと思いますので、せっかくバンブーエナジー等ができるということで、そこらあたりが良いタイミングかと思いましたので、やっぱりそこらあたりを尋ねてみたところなんです。私も今度はいろいろ地域づくりあたりの分もありますので、そこらあたりも含めてしていきたいなと思っているところです。

次に移ります。今行われている各地域を拠点とした健康づくり参加者の推進対策はどうあるべきかというようなことで、各集会所で元気づくりシステムというようなことで、元気づくりクラブというようなことで、各公民館等で行われているようですが、これを28年度の実績で、これは前回、どなたか議員さんが質問された分を答弁で書いてきているんですけど、47教室、実施回数が3,340回、延べ参加人数が2万4,405人とか、それば計算しますと、週1回か、あるいは2回で、1回について8人ぐらい、これはもう単純計算で割って、各教室で前後差はあると思いますが、単純計算で1回に8人程度というようなことで、これが今、町内で64カ所と書いておりますが、この数字でよろしいとですかね、教室は。いやいや、実績で47カ所、だから公民館等がある分が64カ所というような。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 公民館数60、拠点の箇所が各校区に1カ所、合わせて64カ所のうち、実質、拠点の4カ所と集会所が47カ所で、現在教室を開催中と。そ

の中には、週2回、かったりやっている地区と、週1回だけという2通りあります
ということですよ。

○議長（酒見 喬君） 8番議員。

○8番議員（打越潤一君） 今、これに参加されている方が女性の方が多いようで、男性の方が少ない。これをもう少し参加者が増えるというか、体をつくっている方は本当もう大分、歩くともきつくなかごつなつたとか、やっぱりそのようなお話を聞きますので、やっぱり体づくりには本当こういう拠点事業というのは、良い数値を表しているというようなことで、あとはこれに参加率を増やすというようなことで、元気な体づくりというようなことで、次の段階としてはそのようなことを進めていかなければできないと思いますけど、そこらあたりはどんなふうにして呼びかけるというか、そこらあたりは福祉課長はどんな思いですか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 先ほど教育長からお答えしていただきましたように、週1回、週2回のところございます。ちょっと古いですけど、28年度で週2回のところが30教室ということで、平成26年度が20教室で、だんだん週2回の教室を増やしていこうというところで、今頑張っているところでございます。今年もまた増えてきております。参加者の方が平均、単純に割れば10人いかないというようなところで、もちろん区で人口が、世帯数が多いところ、少ないところ、集会所は区民の方が少ないところもありますので、10人以上はもちろん2桁ですね、来られているところもありますし、少人数でやられているところもあるようでございます。

また、傾向としまして、男性の方が少ないというのも、これも以前から続いていることですが、男性の方は定着はしていると。参加の定着はしているけども、なかなか増えてはいかないというのが現実のようでございます。参加者を増やしていくためには、今現在は広報で町民の皆さんへ周知を、毎月行っておりますし、また介護保険総合事業の卒業後の受け皿として、委託先のスタッフや介護予防リーダーの方への顔つなぎを行って、参加者増につなげていきたいというふうに対応しているところでございます。また、関所健康マラソンとかもありますけど、祭りやスポーツ大会等イベントに参加して、リーダーの方が元気で楽しい姿でいらっしゃるのを披露したりしていることも参加者増の取り組みとしてやっているところでございます。

今後は、広報もですけども、町の行事等でまた今以上にクラブの方の活動をまた披露していく必要もあると思いますし、参加状況をもう少し把握しまして、委託先のほうの会議にもですが、町のほうからも力を、すべてにというわけにはいきま

せんが、それぞれの教室の状況を把握しながら、対応をしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（酒見 喬君） 8番議員。

○8番議員（打越潤一君） やっぱり健康づくり、皆さんが健康であれば、医療費あたりも大分減ってくるでしょうから、そこらあたりが今から参加を増やすという方策を取っていただくと、大分、今から先ずっと2025年問題、私たちも75歳以上、後期高齢者に入っていきますので、やっぱり今からその人員を増やしたらどうあるべきかという、そこあたりの分をやっぱり考えていくべきだろうと思います。

続きまして、質問事項2番、農業振興についてのほうに移りたいと思います。後継者が育つ集落営農を進めるためというようなことで、水田暗渠対策の課題をどうクリアすべきかというようなことでお尋ねしたんですけど、水田暗渠等で国・県の補助があるというようなこともちょっとおっしゃいましたようですが、そこらあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 国の補助として、農業基盤整備事業というのがございます。これにつきましては、圃場整備区画をもう圃場整備してあるところで、水田暗渠もありますし、あと畦畔の除去、俗に言う畦倒しですか、そういうやつもあります。補助につきましては、定額補助でございまして、バックホーでは反当15万円とか、トレンチャーとか種類によって7万5,000円から15万円という助成がございします。

○議長（酒見 喬君） 8番議員。

○8番議員（打越潤一君） そういうのはもう基盤整備があったところは、最近じゃなくて、古いという、そこらあたりは別に関係ないのですか。

それと、その基盤整備があって、もう私たちのところが30年ぐらい経っております、今度は大麦青葉を今回は地元では作付けではないから、業者さんのほうで作付けをしてもらったんですけど、やっぱり田んぼによっては排水が全然効いてなくて、大型機械が入らないというようなことで、私のトラクターぐらいはスムーズに入るんですけど、やっぱり大型機械が入らなくて、使えないという、もう面的には表面から見た感じは本当何もないような感じのところなんですけど、もう排水が効かないというようなことで、植え付けあたりをできないというようなお話をされておりましたが、結局、一応種子はまかれているようなんですけど、今後、集落営農をしていく上で、一番ネックになりはせんだろうかと思っておりますので、そこらあたりがどうか良か方法はなかでしようかね。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 大麦若葉については、米田地区以外でも会社のほうで何かされているところがあるみたいで、結構、今、芽が出てきているところでございますけど、結構、大型機械でかなり下まで掘削しておいて、何かやっぱり水が溜まるところがあるということで、特にああいう作物についてはなるべく乾燥しとった方がいいということで、そういう米田地区も30年以上経っていると思いますので、なかなか排水が思うようにできない箇所もあるかと思います。先ほど言いました国の事業につきましても、いろいろちょっと事細かく条件等ございますので、米田地区に活用できるかどうか、また検討してみたいと思いますので、一緒になってちょっと内容等、詳しく後ほどお聞かせいただければと思います。

○議長（酒見 喬君） 8番議員。

○8番議員（打越潤一君） 今、町で水田の暗渠補助というのが、今回の30年度予算で15カ所の100万円とか上がっておりますけど、やっぱりそこらあたりではちょっと対応できないんじゃないかなろうかと思っておりますので、先ほどの国・県の補助があるというようなことで、これは持ち帰りでも地元でお話はしたいと思っております。

あと、やっぱり集落営農をするためには、米プラスアルファでインターネットで見てみたら、水田対策には麦とか大豆とか野菜とか書いてあるですもんね。やっぱりこのためには暗渠排水をクリアしとかなければ、こういう作物も、大豆あたりもやっぱり、私が以前作とった分では排水が効かないと、もう採れんというようなことで、やっぱり排水対策をどうにかせにゃいかんというようなことがあります。それで、やっぱり町のほうとしても、やっぱり集落営農をこれから基盤整備等があった後あたりは、こういうことを進めていくためには、そこらあたりを排水対策をクリアしないと、いくら集落営農集落営農といっても、なかなか現場のほうでいざするとなると、なかなか困難さを伴うんじゃないかなろうかと思っております。だから、やっぱりそこらあたりがJAとか町とか県とか、そこらあたりに私たちはお尋ねするほかないと思っておりますので、有利な条件でできるならば、拡がっていきたくらうし、それができないならば、なかなかそっちのほうをしていく気持ちがあっても、やっぱりプラスというか、黒字に何年か先にはもっていかないと、なかなか取りかかれんというようなことが出てくると思っておりますので、そこらあたりは良きアドバイザーとしてしていただきたいと思います。

一応まとめに入ります。健康で安心・安全な地域づくり、生活環境を推進していかなければ、地域は廃れていくと思っております。地域ごとに住む人がみんな考える場で意見を述べ合い、目標を設定し、それをみんなで推進していく、それには行政の手助けが必要と思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（酒見 喬君） 以上で、8番議員の一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） これで、本日の日程はすべて終了しました。

明日13日は、午前10時に本会議場に御参集ください。

本日はこれにて散会します。

起立、礼、御苦労様でした。

-----○-----

散会 午後4時50分

